

エチオピア国

エチオピア国  
キリント工業団地日系企業ゾーン  
開発運営のための基礎調査  
業務完了報告書

平成29年8月

(2017年)

独立行政法人  
国際協力機構 (JICA)

株式会社トモニアス

国内
JR(先)
17-117



EIC 事務所



IPDC 事務所



キリント工業団地サイト



キリント工業団地サイトに隣接するアパート（建設中）



ボレレミ工業団地 II 鳥瞰図



ボレレミ工業団地 II 造成サイト



ハワサ工業団地内全景



ハワサ工業団地内のスリランカ・靴下製造工場

# 目次

目次	i
要約	vi
はじめに	xiv
1. 調査名	xv
2. 調査の背景	xv
3. 調査の目的	xv
4. 調査対象国・地域	xvi
5. 団員リスト	xvi
<b>第1章 事業概要</b>	<b>1</b>
1-1 対象国の概要	1
1-2 対象国の政治概況	2
1-3 対象国の産業開発概況	2
1-4 本プロジェクトにおける事業概況	3
<b>第2章 事業の背景と目的</b>	<b>4</b>
2-1 自社の既存事業の概要	4
2-2 当事業を発案・検討した背景・経緯	4
2-3 当事業の目的	5
2-4 当事業における本調査の位置づけと調査の実施概要	5
<b>第3章 事業対象地域・分野が抱える開発課題の現状</b>	<b>7</b>
3-1 開発課題の概要	7
3-2 我が国の国別開発協力方針との関係性	7
3-3 現地機関、海外機関による支援や事業の状況と残された課題	8
3-4 残された課題に対する当事業の位置づけ	9
<b>第4章 投資環境・事業環境の概要</b>	<b>10</b>
4-1 エチオピアの投資環境	10
4-2 外国投資全般に関する各種政策及び法制度	24
4-3 提案事業に関する各種政策及び法制度	26

4-4	ターゲットとする市場の現状 .....	28
第5章	事業戦略 .....	33
第6章	事業計画 .....	33
第7章	本事業を通じ期待される開発効果 .....	33
第8章	現地 ODA 事業との連携可能性 .....	33
8-1	連携事業の必要性 .....	33
8-2	連携事業の内容と期待される効果 .....	33
第9章	事業開始までのアクションスケジュール .....	34
	添付資料 .....	①
1.	外資への投資規制 .....	②
2.	Ethiopian Investment Commission 組織図 .....	⑤
3.	Industrial Park Development Corporation 組織図 .....	⑥
4.	EIC と IPDC の Mission Statement .....	⑦
5.	Incentive Package (投資優遇措置) .....	⑧
6.	所得税免除 .....	⑨
7.	参考 — エチオピアへの投資誘致促進活動 .....	⑩
8.	Memorandum of Understanding (MOU) .....	⑬
9.	Bole Lemi Industrial Park II 土地利用計画と日系企業ゾーン配置図 .....	⑬

## 略語表

AU	African Union アフリカ連合
BIT	Bilateral Investment Treaties 相互投資協定
CDP	Committee for Development Policy 国連開発政策委員会
CP	Counterpart カウンターパート
DTF	Distance to Frontier 開発容易度数
DTTs	Double Taxation Treaties 二重課税防止協定
EEP	Ethiopian Electric Power エチオピア電力会社
EIC	Ethiopian Investment Commission エチオピア投資委員会
ESLSE	Ethiopian Shipping and Logistics Service Enterprise

FDI	Foreign Direct Investment 外国直接投資
FOB	Free on Board 本船渡し条件
GTP-1	Growth Transformation Plan 1 成長構造改革計画 1
GTP-2	Growth Transformation Plan 2 成長構造改革計画 2
GRIPS	National Graduate Institute for Policy Studies 政策研究大学院大学
GTP	Growth Transformation Plan 成長構造改革計画
IPDC	Industrial Parks Development Corporation 工業団地開発公社
JETRO	Japan External Trade Organization 日本貿易開発機構
JICA	Japan International Cooperation Agency 独立行政法人国際協力機構
LC	Letter of Credit (貿易取引における)信用状
LDC	Least Developed Country 後発開発途上国
MIGA	Multilateral Investment Guarantee Agency 多数国間保証機関
MOT	Ministry of Trade 貿易省
MOU	Memorandum of Understanding 了解覚書、基本合意書
MW	Mega Watt メガワット
NBE	National Bank of Ethiopia エチオピア中央銀行
OSS	One-Stop Service ワンストップサービス
PEST	Politics, Economy, Society, Technology
PPSEZ	Phnom Penh Special Economic Zone Plc. プノンペン経済特区株式会社
TEU	Twenty-foot Equivalent Unit 20フィートコンテナ換算
TIN	Tax Identification Number 課税識別番号
TVET	Technical and Vocational Education and Training 技術職業教育訓練
UNIDO	United Nation Industrial Development Organization, 国際連合工業開発機関
VAT	Value Added Tax 付加価値税
WB	World Bank 世界銀行
WIPO	World Intellectual Property Organization 世界知的所有機関

## 表リスト

表 1 本調査の団員リスト .....	XVI
表 2 エチオピアの基礎データ .....	1
表 3 国際貿易 3 カ年の推移 .....	13
表 4 輸出先国の内訳 3 カ年の推移 .....	14
表 5 エチオピアから各国向けの輸出品 .....	14
表 6 輸入元国の内訳 3 カ年の推移 .....	15
表 7 輸入元国別の主要輸入品 .....	15
表 8 投資（民間・公共）3 カ年推移 .....	17
表 9 産業別投資の 3 カ年推移 .....	18
表 10 業種別平均月額賃金 .....	21
表 11 エチオピアと他の新興国の一般労働者月額賃金比較 .....	22
表 12 主要分野の平均輸入関税率 .....	23
表 19 エチオピアと他国の電力料金 .....	29

## 図リスト

図 1 実質 GDP 成長率の推移 .....	10
図 2 一人当たり GDP（名目 USD）の推移 .....	10
図 3 GDP 産業別割合の推移 .....	11
図 4 鉱工業の内訳割合の推移 .....	11
図 5 鉱工業の各分野の成長率の推移 .....	12
図 6 ビジネスのし易さ比較ランク .....	19
図 7 各項目別のビジネスのし易さランク .....	20

**基礎調査**  
**エチオピア連邦民主共和国**  
**キリント工業団地日系企業ゾーン開発運営のための基礎調査**

**企業・サイト概要**

- 提案企業：株式会社トモニアス
- 所在地：東京都中央区八丁堀2-10-9 ユニゾ八丁堀ビル6階
- サイト：想定する主な調査地（エチオピア国アジスアベバ）



**エチオピア国の開発課題**

- 人口9,100万人、サブサハラで第2番目の人口、人口増加率2.6%であるが、一人当たり実質GDPは575米ドルと貧困国である。
- 産業構造は第一次産業39.9%、第二次産業14.2%、第三次産業45.9%である。農業が主体で、工業化が遅れている。
- エチオピア政府は工業化政策を進めるため、工業団地を造り、外資製造業の投資を誘致し、雇用機会の増大と輸出の振興を図っている。

**中小企業の製品・技術**

- ㈱トモニアスは持株親会社を通じてプノンペン経済特区㈱に出資し、カンボジアで日系製造業の誘致の経験と成功実績を持つ。
- トモニアスの強みは、1.カンボジアの経済特区のパイオニア、2.会社登録～工場立ち上げ～生産活動にわたる決め細かな支援サービスの提供、3.日系企業のみならず、欧米企業の厳格な投資基準に対応できる能力、4.フロンティア・チャレンジ精神と迅速な意思決定、サービス品質と低コスト化、である。

**日本の中小企業の事業戦略**

- IPDCが開発中のキリント工業団地の土地の一部を借受け、貸工場を建設し、主に日系製造業の投資を誘致する。
- 誘致産業の目標は、労働集約型産業で、自動車部品、農産物加工、皮革・靴、織物・縫製、軽工業など。
- 貸工場は、投資企業にとって初期投資コストとリスクの軽減となる他、パイロット事業の役割も果たす。
- 段階的に土地と工場を拡大し、最終目標はIPDCから広い土地を借受け、投資企業が規模の大きい自社の工場を建設・保有するビジネススキームに発展させ、本格的な工業団地の開発を目指す。
- 財務面では、投資資金は全額自己資金で調達し、投資利益を再投資と運転資金に引き当てる。

**中小企業の事業展開を通じて期待される開発効果**

- 日系製造業や海外製造業のエチオピアへの投資・進出が増加する。これに伴い、エチオピアの工業化が発展する。
- エチオピアの雇用機会と輸出が増加する。
- GDP経済成長と所得の増加、国民生活の向上に寄与する。

## 要約

### はじめに

#### 1. 調査名

和文名称： エチオピア連邦民主共和国・キリント工業団地日系企業ゾーン開発運営のための基礎調査

英文名称： Federal Democratic Republic of Ethiopia – Basic Study for development and operation of Japanese Industries Zone within the site of Kilinto Industrial Park

#### 2. 調査の背景

エチオピアは2004年以降GDP成長率が平均約11%の高い伸びで推移しているが、第2次産業はGDPの12%～14%に留まり、製造業は5%と低い状況である。民間セクターの発展の遅れ、及び品質・生産性の低さが、輸出促進や国内外からの投資促進の障壁となっている。製造業の品質・生産性向上による競争力強化が不可欠である。日本政府はエチオピア政府との産業政策対話を通じ意見交換し、2009年に導入されたカイゼン活動は現在まで続いている。エチオピア政府は産業の国内外からの誘致、産業構造の改革、輸出と雇用の促進を加速化するため、工業団地開発に着手している。株式会社トモニアス（以下、「トモニアス」と称す。）はカンボジアにおいてプノンペン経済特区（Phnom Penh SEZ Plc. 以下「PPSEZ」と略す。）の開発の経験を持っており、この経験を活かして、エチオピアの工業団地開発において日系企業の誘致を目指し、日系企業が求めるインフラ及びサービス水準に係る調査を行う。

#### 3. 調査の目的

調査の目的は、提案製品・技術の導入による開発課題解決可能性、及びODA事業との連携可能性検討に必要な基礎情報の収集を通じてビジネス展開計画が策定されることである。

#### 4. 調査対象国・地域

エチオピア国アジスアベバ近郊、及びジブチ国

#### 5. 団員リスト（業務実施体制）

大坪広志	(株)トモニアス取締役、PPSEZ 取締役	業務主任者
上松裕士	(株)トモニアス（補強：PPSEZ CEO）	現地調査の総括
米村允志	(株)トモニアス	調査員
安井哲雄	(株)ワールド・ビジネス・アソシエイツ 理事・シニア コンサルタント	チーフアドバイザー（外部人材）

#### 6. 現地調査工程

第1回現地調査 2016年11月8日～11月16日

第2回現地調査 2017年2月1日～2月11日

第3回現地調査 2017年4月9日～4月18日

第4回現地調査（完全自費渡航）2017年6月12日～6月16日

## 第1章 事業概要

エチオピアは国土面積114万km<sup>2</sup>に、9,939万人が住み、サブサハラ第2の人口を擁している。建国の歴史は長く、欧州の植民地であったアフリカにおいて唯一の独立国家とし



てアフリカにおける主導的国家である。国連開発政策委員会（Committee for Development Policy、以下 CDP と略す）が認定する後発開発途上国（Least Developed Country、略称 LDC）49 カ国の一つである。

#### 1-1 対象国の概要

エチオピアは国土面積 114 万 km<sup>2</sup>（日本の約 3 倍）に、9,939 万人（2015 年/世銀統計）が住み、サブサハラアフリカ第 2 の人口を擁している。毎年人口は 2.4%~2.6%、200 万人~220 万人増加している。

建国の歴史が長く、欧州の植民地であったアフリカにおいて唯一の独立国家であり、アフリカにおける主導的国家である。また、国民性は誇りが高く、比較的犯罪や汚職が少ない。

#### 1-2 対象国の政治概況

エチオピアの議会は人民代表議会と連邦議会の 2 院制である。1995 年にメレス首相が率いるメレス内閣が発足し、エチオピアの経済成長に貢献し、カイゼンの取組みをエチオピアに導入、普及させた。2012 年にメレス首相が病死しハイレマリアム副首相が後継者の首相となり、今日に至っている。2016 年にオロミア州で住民と治安部隊との間で衝突が起き、国内非常事態宣言が発令されたが、2017 年 6 月では状況は改善されている。

#### 1-3 対象国の産業開発状況

エチオピアでは製造業が毎年 25%の成長し、国内の主要産業を農業から工業へシフトし、製造業 200 万人の雇用創出を目指している。そのための政策として工業団地開発に重点を置いている。

#### 1-4 本プロジェクトにおける事業概況

Industrial Parks Development Corporation（工業団地開発公社、以下「IPDC」と略す）が開発中のキリント工業団地内に 40~50ha の日系製造業ゾーンを開発運営する。IPDC が土地の造成とインフラ整備を行いトモニアスに土地を賃貸・リースし、トモニアスが工場建屋を建設し、投資進出企業に工場建屋（レンタル工場）と付帯サービスを提供する。

## 第2章 事業の背景と目的

### 2-1 自社の既存事業の概要

自社の既存事業は、不動産総合コンサルティング業務、フィットネスクラブの運営及びカンボジアのプノンペン経済特区の開発運営事業（現地資本との合弁事業）である。

[プノンペン経済特区事業の概要]

- 開発事業体：プノンペン経済特区株式会社、設立 2006 年 4 月、資本金 2,315 万米ドル、主要株主 リム・チホー女史（カンボジア）56%、(株)ゼファー（日本）17.6%、フィナンシア・シルス証券(株)（タイ）11.4%
- 2016 年 5 月にカンボジア証券取引所に上場、時価総額約 4,000 万米ドル
- 面積 357ha（第 3 期 57ha を今年から、開発予定）
- 入居企業数 82 社、主要入居企業は味の素、住友電装、デンソー、ミネベアミツミ他

### 2-2 当事業を発案・検討した背景・経緯

エチオピアでは、製造業の品質・生産性の向上による競争力強化が不可欠となっており、産業政策対話やカイゼン活動を通じてエチオピアと日本の関わりは深い。エチオピア政府

は日系企業にエチオピアへの投資進出と誘致に関心があり、2014年にエチオピア政府から工業団地における日系企業専用地区の整備可能性の構想が打診された。更に2015年10月の第8回産業政策対話の折に、IPDCのSisay CEOより日系企業のエチオピアへの投資促進への協力依頼、工業団地の開発運営を打診された。エチオピアの環境はプノンペン経済特区の開発を始めた2000年代半ばのカンボジアと似ており、カンボジアでの経験を活かすことができると判断し、当事業を検討した。

### 2-3 当事業の目的

当事業の目的は、エチオピアのキリント工業団地の中に日本企業向けの区画を対象に工業団地を開発、運営し、日本の製造業を誘致することである。それによって、トモニアスの新規市場開拓を図るとともに、エチオピアの製造業の振興、雇用と輸出の増加と経済発展に寄与する。

### 2-4 当事業における本調査の位置づけと調査の実施概要

当事業の実現のためには、エチオピア・日本の両政府の合意・協力と日本企業のエチオピアへの投資進出のニーズの掘り起こしが重要である。JICA (Japan International Cooperation Agency, 独立行政法人国際協力機構)の基礎調査を活用して、エチオピア政府機関の機能・能力、工業団地内に日系企業ゾーンの土地を借受ける条件と可能性、投資環境・ビジネス環境 (特にジブチ経由の物流と外貨規制)、投資需要や事業計画策定の基本情報を収集分析する。

## 第3章 事業対象地域・分野が抱える開発課題の現状

### 3-1 開発課題の概要

エチオピアの一人当たり実質GDPは575米ドル(2014年)、GDPに対する教育・保健分野へ公的支出割合は3~4%と低く、エチオピアは貧困国である。エチオピアの第2次産業はGDP比で14.2%と少なく、エチオピアの貿易収支は赤字基調が続いている。エチオピア政府は2015年の5年間国家開発計画(Growth Transformation Plan 2, 以下GTP2と略す)を策定し、農業を核とした経済成長を図りつつ、工業にも重点を置いた経済構造にシフトさせ、2015年までに中所得国入りを目指している。政府は通貨切り下げ、主要商品価格のシーリング設定など経済安定化策を打ち出し、外貨準備高の積み増しを図っている

### 3-2 我が国の国別援助方針との関係性

我が国はエチオピアの民間セクター開発支援を重点分野の一つとしており、政策策定の枠組みや体制の構築、民間製造業の競争力向上、海外直接投資などの課題に向けて、産業政策支援対話及び「カイゼン」の普及を支援している。本事業は民間セクター開発支援として、外国直接投資を促進し工業化の実現、輸出の拡大と雇用の創出に資するものである。

調査対象地としてキリント工業団地を選択した理由は、①日系企業はビジネス・生活環境の整ったアジスアベバに居住し、空港に近く交通の利便性が高い生産拠点を好むこと、②他の工業団地に比べてジブチ港までの距離が短いこと、③労働力やインフラの潜在性が高いことを勘案し、最適立地と判断した。

しかし、最終の第三回現地調査の直前の2017年4月にEIC(Ethiopian Investment Commission, エチオピア投資委員会)から「提供する土地はキリントでなく、ボレレミ II」に変更するとの一方向的な通知があった。現地調査時に双方協議し、現地視察と土地条件を

確認した結果、立地条件、インフラ・設備の仕様は、ほぼ等しいと判断し、ボレレミ II への変更を受け入れた。

### 3-3 現地機関、海外機関による支援や事業の状況と残された課題

エチオピア政府 EIC, IPDC の他に州政府ベースでも独自の工業団地開発が行われている。海外ドナーでは世界銀行がエチオピア政府に対して工業団地開発資金の融資と付随するサービスを支援している。中国は官民の双方がエチオピアの工業団地やその他のインフラ関連で巨額の開発投資を行っている。

残された課題は、EIC, IPDC には経験と実務能力のある人材が少ないこと、開発のスピードが優先され、設備やサービスの質は後回しになりがちであることである。また、産業政策と統合・一体化された工業団地の全国マスタープランに欠けている。

### 3-4 残された課題に対する当事業に位置付け

当方の提案は、PPSEZ と同様のグローバルスタンダードの質の高い工業団地をつくり、日系企業を誘致すること、今後の工業団地開発のモデルとすることと、EIC、IPDC の能力向上に資することである。

## 第4章 投資環境・事業環境の概要

### 4-1 エチオピアの投資環境

- (1) マクロ経済： 過去 10 年間の実質成長率は 8.0%~11.8%で推移し、高く安定しており、堅実な成長が見込まれる。
- (2) 産業構造： 2015/2016 年の GDP に占める産業比率は農業 47.3%、製造業 16.7%、サービス業 36.7%であり、製造業が著しく増加し、経済成長を牽引している。
- (3) 国際収支・貿易： 2015/2016 年の輸出金額 2,867.8 百万ドル、輸入金額は 16, 725.3 百万ドル、差引貿易赤字は 13,857.6 百万ドルとなった。主な輸出品はコーヒー (25.2%)、植物油 (16.6%)、金 (10.1%)。主な輸入品は工業製品 (31.2%)、消費財 (22.1%)、半製品 (17.3%) である。主な輸出先国は中国 (13.0%)、米国 (7.1%)、オランダ (6.4%)、サウジアラビア (6.3%) であり、主な輸入元国は中国 (33.2%)、米国 (7.6%)、日本 (4.2%)、イタリア (3.8%) で圧倒的に中国の割合が大きい。
- (4) 投資： 2015/2016 年の投資認可は 852 件、うち国内投資 772 件 55 億ブル、外国投資 80 件 12 億ブルで、外国投資は 1 件当たりの金額が多く資本集約的である。投資分野別の投資金額の割合は、不動産・賃貸営業活動は 52.9%、製造業 37.9%、建設 7.6%、農業・狩猟・林業 4.1% である。
- (5) ビジネスの阻害要因と課題： World Economic Forum: Global Competitiveness Report 2015-2016 年によると、エチオピアのグローバル競争指数は 140 か国中で第 109 位である。エチオピアでビジネスを行うための課題は、ファイナンスへのアクセス、政府官僚組織の非効率、外貨規制、汚職、高い関税等である。World Bank の Doing business in Ethiopia 2017 によると、エチオピアはビジネスのし易さで 190 か国中 159 位であり、サブサハラにおいてもスコアは低い。特に、信用貸付は 170 位、少数投資家の保護 175 位、越境貿易 167 位となっており、課題である。
- (6) PEST (Politics, Economy, Society, Technology) 分析：  
(政治 Politics) 安定した政権と連邦議会制度、良好な治安と平和、道路・鉄道・

飛行機による地方との統合、近隣諸国の不安定とテロ。

(経済 Economy) 平均 11%の早い経済成長、比較的安定したマクロ経済、第 2 次産業の割合が低い、貿易赤字、インフラ開発と財政的制約。

(社会 Society) 人口が多く、人口増加率が高い、失業率が高く貧困、就学人口 30 百万人。

(技術 Technology) 技術レベルが低い、産学連携が低い、技術職業教育訓練の拡大。

- (7) 賃金： 製造業における (10 年超勤務の) 労働者平均賃金 (2014 年) は、1,389 ブル (61 米ドル @22.85 ブル)。最も低いのは卸売・小売・自動車修理の 1,353 ブル (59 米ドル)、最も高いのは電気・ガス・空調 2,263 ブル (99 米ドル) である。アジスアベバと近郊の製造業労働者の月額賃金は 50~70 米ドルであり、ケニヤ(ナイボリ) 209 米ドル (ミニマム)、バングラデシュ (ダッカ) 111 米ドル、カンボジア (プノンペン) 175 米ドル、ミャンマー (ヤンゴン) 124 米ドル、ベトナム (ハノイ) 192 米ドルより遥かに低い。

- (8) 一般税制： 付加価値税 (Value Added Tax, 略称 VAT), 売上税、消費税、所得税がある。

(付加価値税) 登録した人の課税取引と物とサービスの輸入に対して 15%の課税。

(売上税) VAT を登録していない人の物品販売・サービスに対して 2%の課税。

(消費税・物品税) 指定、または輸入アイテムに課税 (砂糖 33%、飲料 40%、アルコール 50%、煙草 75%、香水 100%)。

(所得税) 法人所得税は課税所得に 30%が課税 (個人所得税は 10%~35%)。

- (9) 関税： エチオピアは一般関税特惠制度 (GSP) に署名している。平均輸入関税率は、建設、農業製品、皮革、健康で 5%、織物 18%、旅行 25%、加工食品 30%。

#### 4-2 外国投資全般に関する各種政策及び法制度

外国投資関連法律は、The Commercial Code of 1960 (商法)、The Investment Proclamation(769/2012)(投資に関する布告 2012 年で、監督官庁の管轄範囲、投資の規制、最低資本金、投資許可、優遇等を規定)、Investment (Amendment) Proclamation (849/2014)(政府の投資監督機関である Investment Board, Investment Commission と、各地域の投資監督機関の役割と機能を規定) - 等がある。

外国資本が投資する場合、最低資本金は 200,000 米ドルである。

(外国為替管理) エチオピアの輸出企業は、外貨売上上の 90%を外貨保有口座に外貨で保有できるが、最長 29 日を過ぎると現地通貨に変換される。10%は外貨保有口座にて無期限で外貨保有できる。

#### 4-3 提案事業に関する各種政策及び法制度

Ethiopian Investment Commission (EIC と略す): EIC は政府の Investment Board (投資委員会) の傘下にある自立組織で、首相府の直轄である。工業団地開発の regulatory body として、工業団地のデベロッパー、オペレーターの投資認可、コンセッション契約、営業ライセンス、建設許可証を発行する。

Industrial Parks Development Corporation (IPDC と略す): IPDC は、工業団地に開発、管理、土地リース、販売、工業団地開発マスタープラン、オンサイトインフラの整備、工業団地への投資の促進等である。

投資優遇策：工業団地内の投資企業に対して 10 年間の所得税免除（アジスアベバと近郊）、資本金の本国送還、資本財輸入と原材料輸入に対する関税と VAT の免税、デベロッパーに対する 15 年間の所得税免税がある。

#### 4-4 ターゲットとする市場の現状

（投資動向） エチオピアへの外国直接投資は 2012 年以降急増し、2014 年には 1,200 百万米ドルに達した。主な投資国は中国、トルコ、インド、EU、米国である。投資ポテンシャルのある優先産業は織物・衣服、皮・皮革製品、農産物加工、金属・エンジニアリング、医薬品、建築材料等である。

（工業団地開発） IPDC の工業団地開発計画（2016 年）によれば、2019 年に累計 5,025 ha が開発される予定。Hawassa Industrial Park は中国企業が開発運営し、入居企業は縫製業が集積しており、EIC はモデル工業団地としている。開発スピードが速い反面、インフラの品質に課題があるようである。

（日系企業の投資動向） 製造業の日系企業では皮革製品製造企業が現地進出している他、日本たばこ産業がエチオピアの大手たばこ会社 National Tobacco Enterprise Ethiopia S.C. に資本参加（発行済み株式の 40%）している。

（競合状況） 日系企業に関しては既存の工業団地とは競合しない。日系の大手デベロッパーがエチオピアの工業団地開発にて競合する恐れは見当たらない。

（サプライヤー・現地建設業者） 現地の大手 3 社に面談ヒアリングし、うち 2 社から工場建設費の見積もりを取得した。

（インフラ） エチオピアでは電力の 95% は水力発電であり、大規模水力発電所の完成が近く、電力不足の懸念はない。電力料金は 4 cents であり、ケニア 17-18 cents, カンボジア 18 cents に比べて割安である。工業用水は地下水を汲み上げて供給し、供給量は豊富である。

（ジブチ港～Mojo Dry Port 内陸輸送） Multimodal(複合一貫輸送)を利用する場合、輸送日数は 7 日に短縮している。(Unimodal であれば 30 日～40 日要する)。Ethiopian Shipping and Logistics Service Enterprise (以下、ESLSE と略す)によれば、5 年以内に輸送所要日数を 5 日から 3 日に短縮することを目標にしている。ジブチ～エチオピア間の陸送はトラックで行われているが、ジブチ鉄道の改修工事が終了し、商業運行に向けた試験運転中であり、商業運行が開始さえれば、輸送時間、輸送能力が大きく改善される。

（社会・文化的側面） 日本はエチオピアにおけるカイゼン活動を支援しており、日本の文化に対するエチオピアの産業人材の理解は進んでいる。日系企業のエチオピア進出を通じて、エチオピアの文化的受容性や社会的影響に寄与すると考えられる。

## 第5章 事業戦略

### 5-1 事業の全体像

事業の全体像は、トモニアスの現地出資法人がエチオピア政府からボレレミ II 工業団地内の造成済み土地を長期借受けし、その土地にレンタルファクトリー（貸工場）の建物を建設し、日系企業ゾーンを開発・運営・管理するものである。

## 5-2 提供しようとしている製品・サービス

日系製造業が安心して進出し、生産活動ができる質の高いレンタル工場と入居企業のための総務、会計、労務業務等のサービスを工業団地で提供する。

また、これまでのカンボジアでの工業団地開発ノウハウを生かした、独自のマネジメント理論に基づく日本式工業団地マネジメント手法を取り入れることで、EIC と IPDC への技術移転も並行して実施する。

## 5-3 事業化に向けたシナリオ

- ① 日系製造業向けに質の高いレンタル工場を工業団地内で開発運営し、エチオピアのニーズに見合う投資誘致を促進し、エチオピアの産業振興と輸出促進、雇用の増加に寄与する。
- ② 自己調達資金及び公的融資を活用し、レンタル工場を建設し、日系製造業を誘致する。
- ③ 投資リスク軽減のため、基本的に予約販売方式でレンタル工場を建設する。
- ④ 投資誘致の対象は、日系製造業の日本本社と海外の生産拠点を対象とする。個別企業へのアプローチの他、公的海外展開支援機関との連携や支援策も活用して取り組む。

## 5-4 事業目標の設定

第1期（第1 - 2年度）EIC/IPDC とボレレミ II の敷地内に日系企業ゾーン用地の土地リース契約、開発運営委託契約を締結する。日本企業を誘致するとともに受託生産等を想定している。その後は第2期（3 - 4年度）第3期（5 - 6年度）第4期（7 - 8年度）第5期（9 - 10年度）と予約販売方式でレンタル工場建設にて開発し、賃貸を行う。

## 5-5 事業対象地の概要

事業対象地はボレレミ II 工業団地の敷地である。

工業団地： Bole Lemi Industrial Park II

場所： アジスアベバ近郊から約 10 km、ジブチ港へ 770 km

土地面積合計： 186 ha

計画時期： 竣工 2018 年前半

日系ゾーン誘致産業： 縫製、自動車部品、革製品、電気電子部品

電力： エチオピア電力公社、電力供給力 134 MW(Mega Watt,メガワット)

電圧： 33KV(Operating Voltage)

水（地下水）： 供給力 27,915M<sup>3</sup>/日

開発・運営： IPDC

融資機関： 世界銀行

## 5-6 法人形態： 現地法人の設立

## 5-7 許認可関係

EIC,IPDC と協議し、必要な許認可を申請し、発行する。

## 5-8 リスク分析

想定されるリスクは、工場建設後に投資家入居が遅れて賃料収入による投資回収が遅くなることである。企業誘致が芳しくない場合、エチオピア政府から誘致のスピードアップ圧力がかかり、最悪、賃貸契約の停止や土地の返却・明け渡し・賃貸契約条件の変更が生じるリスクが懸念される。

## 第6章 事業計画

### 6-1 MOU (Memorandum of Understanding, 了解覚書)

2017年6月14日にアジスアベバにおいて EIC と トモニアスとの間で日系企業ゾーン開発に関する MOU が締結された。

### 6-2 事業計画

- (1) 原材料・資機材の調達計画  
現地建設会社にレンタル工場の建設を委託することとし、現地ゼネコン 2 社の概算見積りを取得した。
- (2) 生産・流通・販売計画 予約販売方式のため、生産（完工）と販売（入居）は同時に発生する。
- (3) 要員計画、人材育成計画  
要員計画に関して、事業立上げから業務開始までのスケジュールを検討し、掲載した。
- (4) 事業費積算  
レンタル工場の事業費について、投資費用や減価償却費などの概算額を掲載した。
- (5) 財務分析  
レンタル工場の将来的な損益計算を行い、掲載した。
- (6) 資金調達計画  
自己資金と銀行借入れについて、スケジュールを掲載した。

## 第7章 本事業を通じて期待される効果

本事業において期待される開発効果は、第 1 期でレンタル工場 127,000m<sup>2</sup>(12.7ha)が建設され、日系企業の投資が増加し、輸出と雇用の増加が期待される。EIC と IPDC の能力向上に寄与する。

## 第8章 現地の ODA 事業との連携可能性

### 8-1 連携事業の必要性

エチオピアにおける効果的な社会開発と経済成長のために、民間セクター開発事業（産業政策対話、産業振興プロジェクト、輸出振興プロジェクト、カイゼン活動）やインフラ支援事業（道路、電力、建築）との連携が必要と考える。

### 8-2 連携事業の内容と期待される効果

産業政策対話との連携により、ハイレベルでの迅速な意思決定と相互補完が期待できる。本事業は質の高い工業団地開発を目指しており、産業振興プロジェクトと相互補完できる。

## 第9章 事業開始までのアクションスケジュール

レンタル工場の建設から事業が開始されるまでのスケジュールについて記載した。

## はじめに

エチオピア政府は、2010年の5ヵ年計画「第1次成長と構造改革計画（Growth Transformation Plan 1, 略称GTP-1）」において貧困国からの脱却を目指し、農業中心から工業へと軸足を移した産業構造への変革に向けて、外国直接投資（Foreign Direct Investment, 略称FDI）の促進、輸出の増加、雇用の増加などの各種政策を策定している。2015年には次の5年間の国家開発計画（Growth Transformation Plan 2, 略称GTP-2）を策定し、農業を核とした経済成長を図りつつ、工業にも重点を置いた経済構造にシフトさせ、2015年までに中所得国入りを目指している。

エチオピアは「アフリカの角」地域に位置し、アフリカ連合（African Union, 以下AUと略す）本部が置かれアフリカにおける外交の中心であり、我が国がアフリカ諸国と協力を図るうえで戦略的に重要な国である。我が国はエチオピアに対して、食糧安全保障への包括的な協力を実施するとともに、産業政策支援対話及び「カイゼン」の普及を柱とした民間セクター開発を支援し、更に、道路・橋梁の整備・維持管理などの経済・社会インフラ開発を支援している。

株式会社トモニアスは独立行政法人国際協力機構（JICA）の委託をうけて、「エチオピア連邦民主共和国 キリント工業団地日系企業ゾーン開発運営のための基礎調査」を実施した。本調査の目的は、エチオピア政府が開発する工業団地の敷地内に日系企業を誘致促進するためのゾーンとレンタル工場の開発の可能性に関する基礎調査を行うものである。本調査では、事業対象地域・分野が抱える開発課題の現状、投資環境・事業環境、主に日系企業の直接投資の受け入れ先となる工業団地開発の事業戦略と事業計画等について調査し、その結果を業務完了報告書としてとりまとめた。

この報告書が、些かでもエチオピアの工業団地の開発と日系企業を含む外国直接投資の促進に寄与し、以て、エチオピアと日本の協力関係の推進に貢献することを願うものである。

本調査の実施に際して、日本とエチオピアの政府関係者、及び民間関係者の方々に多大なご協力とご支援をいただいたことに、心より感謝申し上げます。

2017年6月

「エチオピア連邦民主共和国 キリント工業  
団地日系企業ゾーン開発運営のための基礎調  
査」調査団

株式会社トモニアス  
業務主任者 大坪 広志



## 1. 調査名

和文名称： エチオピア連邦民主共和国・キリント工業団地日系企業ゾーン  
開発運営のための基礎調査

英文名称： Federal Democratic Republic of Ethiopia - Basic Study for  
development and operation of Japanese Industries Zone within  
the site of Kilinto Industrial Park

## 2. 調査の背景

エチオピアは 2004 年以降、GDP 成長率が年平均約 11%の高い伸びで推移しているが、産業分類別の GDP シェアでは、第 1 次・第 3 次産業がそれぞれ約 40～50%を占めるのに対し、第 2 次産業は 12%～14%程度に留まり、その中でも製造業は 5%前後と同所得レベルの国々と比較しても低い状況にある。また、民間セクターの発展の立ち遅れ及び品質・生産性の低さが、輸出促進や国内外からの投資促進の障壁となっている。そのため、持続的な経済成長及び貧困削減に向けて、民間セクターの開発、特に成長の停滞している製造業の品質・生産性の向上による競争力強化が不可欠となっている。我が国政府は 2008 年より産業政策対話を通じ、エチオピア政府との意見交換を実施している。特に 2009 年に導入された「カイゼン」活動は現在まで続いており、産業セクターにおける同国と日本との関わりは深い。

エチオピア政府は 2015 年に「工業団地に関する布告」を公布し、産業の国内外からの誘致、産業構造の改革、輸出及び雇用の促進を加速化させるため、工業団地開発に着手している。株式会社トモニアスは、現地資本の合弁出資会社であるフノンペン経済特区（Phnom Penh SEZ Plc. 略称 PPSEZ）に関連会社より出資しており、カンボジアの工業団地開発の経験を有している。この経験を活かし、エチオピアの工業団地開発において日系製造業の誘致を目指し、日系製造業が求めるインフラ及びサービス水準に係る調査を行う。

尚、当初より開発対象候補地はキリント工業団地であるが、調査期間中の第 3 回現地調査の直前にエチオピア政府 Ethiopian Investment Commission(エチオピア投資委員会、以下、EIC と略す)より、対象とする工業団地用地をキリント工業団地からボレレミ II 工業団地に変更する旨の通達があり、現地での協議の結果、条件がほぼ等しいことからボレレミ II 工業団地を対象用地とすることになった。

## 3. 調査の目的

提案製品・技術の導入による開発課題解決可能性、及び ODA 事業との連携可能性検討に必要な基礎情報の収集を通じて、ビジネス展開計画が策定される。

#### 4. 調査対象国・地域

エチオピア国アジスアベバ近郊、及びジブチ国

#### 5. 団員リスト

本件調査の団員リストは表 1. のとおりである。

表 1 本調査の団員リスト

調査業務実施体制		
大坪 広志	(株)トモニアス取締役、 プノンペン経済特区(株) 取締役	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全般の総括</li> <li>● 調査全体の方針、調査計画の決定</li> <li>● 事業化調査の取りまとめ、確定</li> </ul>
	業務主任者	
上松 裕士	(株)トモニアス (補強： プノンペン 経済特区(株) CEO)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地調査の総括</li> <li>● IPDC, EIC とキリント工業団地企業ゾーン 開発運営への投資認可に関する協議</li> <li>● IPDC の能力・機能、リース契約スキーム・ 条件の検討</li> <li>● レンタル工場の基本仕様案の検討</li> <li>● エンジニアリング・建設業者候補の選定、 仕様・設計の打合せ、工事費見積取得・交 渉</li> <li>● 事業計画の策定・評価の管理</li> <li>● 業務実施計画書、業務進捗報告書、及び、 業務完了報告書の完成</li> </ul>
	現地調査の総括	
米村 允志	(株)トモニアス社員	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地調査主任の調査補佐</li> <li>● マーケティング調査 (ニーズ調査)</li> <li>● アジスアベバ～ジブチ間の物流調査</li> <li>● 現地外貨規制の調査</li> <li>● 事業計画の策定と評価</li> <li>● 調整・コーディネーター業務</li> <li>● 調査に係る資金管理、費用精算</li> </ul>
	調査員	
安井 哲雄	(株)ワールド・ビジネ ス・アソシエイツ 理事・シニアコンサル タント	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 調査全般におけるアドバイス支援</li> <li>● 投資環境調査 (FDI 法制度、投資関連機 関の機能・能力、貿易等の現状と課題)</li> <li>● 経済・産業調査</li> <li>● 事業計画策定への支援</li> <li>● 業務実施計画書(案)、業務進捗報告書(案)、 及び、業務完了報告書(案)の作成</li> </ul>
	チーフアドバイザー (外部人材)	

## 現地調査工程

### 【業務の実施方針】

#### <基本方針>

現地調査では以下に重点をおいて調査する。

- (1) IPDC の機能・能力・役割と本事業への関心と受容能力を確認する。
- (2) 投資環境調査 - 投資環境・ビジネス環境全般、特に物流網と外貨規制については実態を深く調査し、課題を把握する。
- (3) 投資ニーズ調査の準備 - 本調査の完了により把握できた状況を前提に、誘致対象となりうる産業・業種・企業を検討する。その上で、エチオピア国への関心有無と度合い、及び、関心を高めるための方策を検討する。
- (4) 本調査を踏まえて事業の方向性と課題を整理し、投資計画、事業計画と収支計画を作成・評価する。

#### <技術面の基本方針>

- (1) IPDC が開発・管轄する工業団地は、実質的に経済特区と同じ機能を持つと認識する。
- (2) 調査の効率と質を向上するために、綿密な計画を作成し周到な準備を行う。
- (3) エチオピアにおける投資環境と事業環境について事前に文献調査を行うとともに、実地調査においてインフラや法律・ルール・サービスの運用など現状・実態を確認する。現地の日本大使館、JICA 事務所、JETRO (Japan External Trade Organization, 日本貿易開発機構)事務所、進出日系企業、世界銀行や現地コンサルタント企業等と連携、協力を得て、限られた日程の中で、円滑で効率の良い調査を行う。
- (4) エチオピア政府・投資関連機関 - エチオピア投資委員会 (EIC) や工業団地開発公社 (IPDC) の機能・能力を確認するとともに、良好な関係を築き円滑なコミュニケーションを図り、的確な調査を実施する。
- (5) トモニアスがキリント工業団地の土地の一部を借受け、工業団地を開発することの可能性を確認する。
- (6) 現地の信頼できる不動産業者・建築会社・設計事務所を発掘し、工業団地開発の技術的パートナーを確保する。

#### <運営面の基本方針>

- (1) 現地調査期間は比較的短期であるため、調査団のメンバーの相互コミュニケーションと情報共有を図る。定期的にミーティングを行い、調査の進捗状況、問題点と対策、方向性等について打合せを行う。面談記録の定型フォーマットをつくり、各担当が面談記録を作成し、回付して記録をチェックし、記録の保存と情報共有を行う。
- (2) 「報・連・相」を重視し、JICA 本部及び現地事務所とは定期的、且つ綿密な連絡を取りながら業務を実施する。
- (3) JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月) を遵守する。調査を通じて得た企業の機密情報や個人情報漏えいしないよう厳格に管理する。
- (4) 本案件に関する広報に際しては、JICA の「中小企業海外展開支援事業に関する広

報の取扱いについて（2015年12月25日）」の記載に留意する。

- (5) 渡航に際しては、JICA 本部に安全管理情報提供シートを提出する。JICA 現地事務所事前に日程、宿泊先、渡航予定者名を記載した渡航者情報を提出する。現地到着時や移動時に携帯電話で連絡できる体制をつくる。渡航前と現地着時に最新の治安情報を確認し、慎重に行動する。渡航前に外務省の「たびレジ」に登録し、現地で安全情報をメールで受信できるようにする。
- (6) 余裕を持って行動し、交通事故防止に注意し、衛生と健康管理に努める。

#### 【現地調査の実施日程と調査概要】

契約履行期間 2016年10月31日から2017年9月19日まで

調査実施期間 2016年10月31日から2017年3月下旬

本プロジェクトでは契約履行期間内に現地調査を3回実施した。

尚、第三回現地調査について、当初は3月末を予定していたが、JICAと相談したうえで現地の状況や現地面談先、日程を調整し、調査期間を4月の当該日程へと変更している。

- 第1回 現地調査（期間：2016年11月8日～11月16日まで9日間）終了
  - ア. Mr. Belachew (EIC/Deputy Commissioner)と面談し、キリント工業団地日系企業ゾーンの開発と土地の賃貸に関する意見交換を行った。（11月10日）
    1. Mr. Ahmednur Yusuf (EIC Director, One Stop Shop Service Directorate)に面談、ヒアリングを行った。
  - イ. エチオピア政府、日本政府機関との合同会議（11月14日）

（出席者）

    - a. エチオピア政府: Dr. Alkebe, Mr. Fitsum (EIC/Commissioner)  
Mr. Belachew (EIC/Deputy Commissioner),  
Mr. Amare (IPDC/Deputy CEO)
    - b. 日本大使館: 斎田大使, 中村二等書記官
    - c. JICA: 神所長, 田中次長, 栗田様, 福田様
    - d. JETRO: 関所長
    - e. 政策研究大学院大学: GRIPS: 大野健一教授
    - f. 調査団: PPSEZ: 上松 CEO, トモニアス: 米村, WBA: 安井,
  - ウ. エチオピア事情の説明・ヒアリング
  - エ. キリント工業団地日系企業ゾーンの開発、土地の賃貸の方向性について確認した。
  - オ. 現地物流会社 Green International Logistics に面談し、エチオピア～ジブチの内陸物流事情をヒアリングした。
  - カ. 現地建設会社2社と面談、ヒアリングをした。
  - キ. 税務会計会社である Ernst Young Ethiopia、現地商業銀行、及び UNIDO (United Nation Industrial Development Organization, 国際連合工業開発機関) アドバイザーより外貨規制に関するヒアリングをした。
  - ク. 現地の工業団地に投資進出している企業 Be Connected Africa Ltd. (イタリア系)

より投資活動の現状をヒアリングした。

ケ. キリント工業団地予定地の現地調査をした。

- 第2回 現地調査 (期間: 2017年2月1日~2月11日まで11日間) 終了
  - ア. Ethiopia Shipping & Logistics Service Enterprise (ESLSE) からアジスアベバ〜ジブチへの物流事情についてヒアリングした。
  - イ. Hawassa Industrial Park を視察した。(2月4日、5日)
  - ウ. 産業政策対話に同席し、キリント工業団地日系企業ゾーン開発に関する MOU の締結に関して話し合った。(2月6日)
  - エ. ジブチを訪問し内陸及び海上物流の現地視察・調査を行った。(2月8日、9日) 在ジブチ日本大使館、JICA ジブチ事務所訪問、ジブチ投資庁、ワンストップサービスオフィス、フリートレードゾーンを訪問した。
  - オ. Ethiopia Electric Power Corporation 担当者より電力事情をヒアリングした。
  - カ. 現地建設会社と面談した。
  - キ. 世界銀行に面談し、キリント工業団地開発支援の状況についてヒアリングした。
  - ク. エチオピア産業振興プロジェクトチームと面談し、調査の連携について話し合った。
  - ケ. キリント工業団地予定地の実施調査を行った。

- 第3回現地調査 (期間: 2017年4月9日~4月18日まで10日間) 終了

\* 調査渡航開始の直前(2017年4月4日)に、EIC Belachew 副長官から「対象候補地をキリント工業団地でなくボレレミ II (Bole Lemi II)に変更する」との通告があったため、現地調査時に真意をヒアリングし、対応を検討することとした。

- ア. 現地着後に日本大使館を訪問し、現地 JICA 担当者同席のもとで対象候補地が変更となったことの詳細をヒアリングするとともに、調査の進捗状況と調査計画に関する打合せを行った。
- イ. EIC にボレレミ II への対象候補地変更の理由に関して質し、現地調査を行った上で対応を決めることとした。
- ウ. IPDC からキリントとボレレミ II の開発図面・報告書を受領し、キリント、ボレレミ I, II の現地視察を行った。
- エ. Eastern Industrial Zone の視察、JETRO, エチオピア商工会議所、EEP に訪問、面談を行った。
- オ. 現地調査終了時に日本大使館、JICA エチオピア事務所、JETRO とラップアップミーティングを行い、今後の調査、及び4月25日に東京でJETRO主催にて開催される「エチオ-ジャパンビジネスフォーラム」について確認した。

## 第1章 事業概要

### 1-1 対象国の概要

エチオピアは国土面積 114 万 km<sup>2</sup>（日本の約 3 倍）に、9,939 万人（2015 年/世銀統計）が住み、サブサハラアフリカ第 2 の人口を擁している。2010/2011 年の人口は 8,070 万人であり、5 年間では毎年、2.4%～2.6%、200 万人～220 万人増加している。

建国の歴史が長く、欧州の植民地であったアフリカにおいて唯一の独立国家であり、アフリカにおける主導的国家である。また、国民性は誇りが高く、比較的犯罪や汚職が少ない。その一方、国連開発計画委員会（Committee for Development Policy, CDP）が認定する後発開発途上国（LDC : Least Developed Country）49 カ国の一つである。

エチオピアの概要を「表 2 エチオピアの基礎データ」に示す。

表 2 エチオピアの基礎データ

基礎データ		
1. 国名	エチオピア連邦民主共和国 (Federal Democratic Republic of Ethiopia)	
2. 国土面積	114 万 km <sup>2</sup> 耕作地 51.3 万 km <sup>2</sup> (45%)、灌漑地 3.42 万 km <sup>2</sup> (3%)	
3. 気候	乾季と雨季がある。乾季は 10 月から 5 月まで、雨季は 7 月から 9 月まで。アフリカ基準では温暖な気候であるといえる。	
4. 地形	エチオピアは大地溝帯の上に位置し、国土は全体的に標高が高く、首都アジスアベバでは約 2,400m に位置し、南部では標高 0m の場所もある。	
5. 人口	9,939 万人	2015 年の世界銀行による統計
6. 首都	アジスアベバ（アフリカ連合の本部、及び、国連アフリカ委員会の本部がアジスアベバに置かれている。）	
7. 宗教	キリスト教、イスラム教、その他の伝統的宗教（エチオピアは宗教的寛容であるのが特徴）	
8. 言語	公用語はアムハラ語 (Amharic)、英語（ビジネスでは広く使用されている。その他言語は、オロモ (Oromiffa)、ティグライ (Tigrigna) などがある。	
9. 政治体制	複数政党による連邦議会制 上院 The House of the Peoples Representative と下院 The House of the Federation の二院制	
10. 国家元首	大統領: Dr. Mulatu Teshome	
11. 政府首班	首相: Hailemariam Dessalegn	
12. 実質 GDP	7,470 億ブル	2015/2016 年

13. 実質 GDP 成長率	8%	2015/2016 年
14. 一人当たり GDP(名目)	794 米ドル	2015/2016 年
15. 一人当たり GDP 成長率	9.5%	2015/2016 年

出所：An Investment Guide to Ethiopia、及び National Bank of Ethiopia Annual Report 2015/2016 に基づき調査団が作成。

## 1-2 対象国の政治概況

エチオピアは人民代表議会である〈下院〉と連邦議会である〈上院〉の 2 つの議会からなる二院制をとっており、連邦共和制の政体である。1974 年に軍事革命がおり、それまでの帝政が廃止され、社会主義政権が発足した。その後、のちに首相となるメレス氏は 1989 年に当時の反政府ゲリラ組織ティグレ人民解放戦線の議長に就任し、更に他のゲリラとの共闘組織であるエチオピア人民革命民主戦線を結成し書記長となり、1991 年にそれまで続いていたメンギスツ社会主義軍事独裁政権を打倒、暫定大統領となった。その後 1995 年には首相としてメレス内閣を発足し、2012 年までエチオピアの経済成長に貢献した。任期中には、エチオピアの更なる発展のために、当時発展が著しいアジア地域の経験から学ぼうと、JICA や各方面と協議を重ねた上で、日本の製造業で広く用いられる「カイゼン」の取り組みをエチオピアに導入することで、現在エチオピア国内製造業を中心に広く周知される「カイゼン」普及の基盤とした。

その後、2012 年 8 月にメレス首相が病死し 2012 年 9 月にそれまで副首相兼外相であったハイレマリアム・デザレン氏が首相として就任、ハイレマリアム政権が発足した。2016 年 10 月に同国オロミア州にて部族の伝統的な祝祭が政府への抗議活動へと変わり、鎮圧しようとした治安部隊との間で衝突が起り、50 人以上の死傷者が出たことを契機に反政府活動が過激化したことを受け、政府は国家非常事態宣言を発令した。政府ではデモ隊の鎮圧と再発を防止の対応を施し、その中で内閣の組織も再編され、事実上の新組織機構を発足させた。

2017 年 6 月現在では国内の治安情勢は当初から大きく改善しており、非常事態宣言も順次緩和されている。政府は引き続き国内情勢を見極めながら順次制限措置を緩和していく方針であるとみられる。

## 1-3 対象国の産業開発概況

エチオピアにおける国内総生産（GDP）は過去 12 年間、年間平均 11% の高成長を続けている。この成長は主に農業と製造業の成長に起因するところが強く、政府は今後も引き続き明確なビジョンと戦略を持って、また成功を収めた国々を参考にしながら産業開発に力を注ぎ、アフリカにおける製造業のリーダーとなることを目標としている。

製造業については、毎年 25% の成長を目指しており、輸出の中で製造業が占める割合を 4 倍に伸ばし、国内の主要産業を農業から工業へとシフトすることにより将来的には製造

業だけで 200 万人分の雇用を新たに創出し、労働賃金の底上げを目指す。

製造業発展のための政策として、工業団地開発に重点を置いており、国内でも政府主導にてこれまでにいくつか工業団地建設を行っている。南部に新たに建設を進める **Hawassa Industrial Park** では、31 万㎡の敷地に入居予定の企業はすでに決定し、アメリカ、インド、香港、スリランカなどからの企業進出が想定されており、政府はエチオピア国内における工業団地開発のモデルケースとすること発表している。また、首都アジスアベバ近郊にて開発が進められるボレレミ工業団地については、156 ヘクタールの広大な土地の開発を、世界銀行から 2 億 5 千万 US ドルの融資をうけて開発が進められている。

#### 1-4 本プロジェクトにおける事業概況

工業団地開発公社（以下IPDC）が開発中であるキリント工業団地（アジスアベバのボレ国際空港から南方へ約10キロ、全体敷地面積は約250ha、2017年初めインフラ工事着工）内に40～50 haの日系製造業ゾーンを開発運営する。IPDCが土地の造成、電気、水道、道路等の基本インフラを整備し、トモニアスに賃貸・リースし、トモニアスが工場建屋を建設して投資進出企業向けに工場建物と付帯サービスを提供する。具体的には、日系製造業を誘致し、入居企業に対して投資ライセンスの取得、会社登記手続き、機械設備の輸入設置、税務、人材斡旋等のトータル・サポート・サービスを行い、レンタル工場の賃貸料に加え、諸々のサービス料を収入源とする。このようなサービスを提供することで、日系製造業が安心して進出できる環境を用意する。



## 第2章 事業の背景と目的

### 2-1 自社の既存事業の概要

株式会社トモニアスは以下の事業を主たる業務としている。

- (1) 不動産に関する総合コンサルティング業務
- (2) 健康促進に関するコンサルティング及びフィットネスクラブの運営
- (3) 有価証券の売買、保有、運用及び投資業務
- (4) 企業の営業譲渡、資産売却、資本参加、業務提携及び合弁等に関する仲介、斡旋並びに投資業務
- (5) ベンチャー投資機会のサーチ、投資にいたるまでのエグゼキューション、及びバリュアアップ業務
- (6) 経営一般に関する総合コンサルティング業務
- (7) 海外の工業団地の開発・運営事業 - 具体的にはカンボジアにおいてプノンペン経済特区の開発運営事業（現地資本との合弁事業）を実施している。

[プノンペン経済特区事業の概要]

- 開発主体： プノンペン経済特区株式会社、設立 2006年4月、資本金 2,315万米ドル、主要株主 リム・チホー女史（カンボジア）56%、(株)ゼファー（日本）17.6%、フィナンシア・シルス証券(株)（タイ）11.4%
- 2016年5月にカンボジア証券取引所に上場、時価総額約4,000万米ドル
- 場所 カンボジア国プノンペン
- 開発面積 357ha（第3期57haを今年から、開発予定）
- 入居企業数 82社、主要入居企業：味の素、住友電装、デンソー、ミネベアミツミ、ロート製薬、コカ・コーラ、ローレルトン・ダイヤモンド（ティファニー）、ベタグロ（タイ）、ピナミルク（ベトナム）
- 2016年より、メコン南部経済回廊の要衝、タイ国境ポイペトで、68haの新たな経済特区を開発中。

### 2-2 当事業を発案・検討した背景・経緯

エチオピアは2004年以降、GDP成長率が年平均約11%の高い伸びで推移している。産業分類別のGDPシェアでは、第1次・第3次産業がそれぞれ約40～50%を占めるのに対し、第2次産業は12%～14%程度に留まり、その中でも製造業は5%前後と同所得レベルの国々と比較しても低い状況にある。また、民間セクターの発展の立ち遅れ及び品質・生産性の低さが、輸出促進や国内外からの投資促進の障壁となっている。そのため、持続的な経済成長及び貧困削減に向けて、民間セクターの開発、特に成長の停滞している製造業の品質・生産性の向上による競争力強化が不可欠となっている。我が国政府は2008年より産業政策対話を通じ、エチオピア政府との意見交換を実施している。特に2009年に導入された「カイゼン」活動は現在まで続いており、産業セクターにおける同国と日本との関わりは深い。

エチオピア政府は日本企業の特徴である「長期関係性を重んじ、人材育成と現地企業

の育成（技術移転）」を高く評価し、日系企業のエチオピアへの投資進出と誘致に関心がある。2014年にエチオピア政府から工業団地における日系企業専用地区の整備可能性の構想が打診された。エチオピア政府は2015年に「工業団地に関する布告」を公布し、産業の国内外からの誘致、産業構造の改革、輸出及び雇用の促進を加速化させるため、工業団地開発に着手している。

上記の背景でPPSEZ CEOの上松裕士が2015年10月のエチオピアでの第8回産業政策対話に、JICAの予算で招待されて参加し、ハイレベルフォーラムで、エチオピア政府に対してカンボジアでの経験を発表したこと、そのおりに、エチオピア政府IPDCのCEOであるMr. Sisayより日系企業のエチオピアへの投資促進への協力を依頼され、工業団地の開発、運営への関心を打診されたことが、進出の動機である。エチオピアは、カンボジアで経済特区開発を始めた2000年代半ばのカンボジアの状況と似ており、このカンボジアでの経験を活かして、エチオピアで工業団地の開発運営を行う。

## 2-3 当事業の目的

当事業の目的は、エチオピアのキリント工業団地の中に日本企業向けの区画で工業団地を開発・運営し、日本の製造業を誘致することで、トモニアスの事業における新規市場開拓を図るとともに、エチオピアにおける製造業の振興、雇用、輸出の増加と経済発展に寄与すること、日本のエチオピアへの投資進出を側面的にサポートし、エチオピアと日本の相互の協力関係を向上させることである。

## 2-4 当事業における本調査の位置づけと調査の実施概要

### 2-4-1 本調査の位置づけ

当事業の実現のためには、エチオピアと日本の政府間の合意、両国政府による事業の計画・実施への協力、及び、日本企業のエチオピアへの投資進出の潜在ニーズの掘り起しと投資促進を計画的にステップアップしていくことが重要である。この調査を実施するにあたり、JICAの基礎調査事業を活用して、エチオピア政府機関の機能・能力、工業団地内に日系企業ゾーンの土地を借受ける条件と可能性、投資環境・ビジネス環境、投資需要や事業計画策定のための情報を収集し分析することとした。これらの情報収集活動を通じて、ステークホルダーとの良好な関係を構築する一方、日本の潜在的投資家に対してトモニアスの取組み状況を広報し日系ゾーンの開発を周知する。

### 2-4-2 調査の実施概要

具体的な実施概要は以下のとおりである。

- (1) エチオピア政府・投資関連機関 - エチオピア投資委員会（以下 EIC）や IPDC の機能・能力を確認するとともに、良好な関係を築き円滑なコミュニケーションを図り、的確な調査を行う。
- (2) トモニアスがキリント工業団地の土地の一部を IPDC から借受け、工業団地を開発することの可能性、及び、その条件を確認する。更に、トモニアスが借用する

土地面積の将来の拡大、ないしは、キリント工業団地全体の開発・運営に係る可能性を打診する。

- (3) 投資環境調査 - 投資環境・ビジネス環境全般、特に物流網と外貨規制については実態を深く調査し、課題を把握する。
- (4) 投資ニーズ調査の準備 - 本調査の完了により把握できた状況を前提に、誘致対象となりうる産業・業種・企業を検討する。その上で、エチオピア国への関心有無と度合い、及び、関心を高めるための方策を検討する。
- (5) 本調査を踏まえて事業の方向性と課題を整理し、投資計画、事業計画と収支計画を作成・評価する。
- (6) 現地の信頼できる不動産業者・建築会社・設計事務所を発掘し、工業団地開発の技術的パートナーを確保する。
- (7) 日系企業のエチオピアへの投資動向に関して現地の関係先から情報収集する。

## 第3章 事業対象地域・分野が抱える開発課題の現状

### 3-1 開発課題の概要

エチオピアの人口は9,939万人（2015年の世銀統計 / サブサハラ第2の人口）で年率の人口増加率は2.6%である。2014年のGDP成長率は10.3%であるが、一人当たり実質GDPは575米ドル、教育・保健分野への公的支出割合（対GDP）は3~4%と低く、貧困国である。

エチオピアの産業構造は、（2013/2014年）第1次産業39.9%、第2次産業14.2%、第3次産業45.9%であり、第2次産業の比率が少ない。政府は第2次産業の拡大を推進しており、2010/2011年までは10%台に留まっていたが、2012年以降には年々増加している。

エチオピアの貿易収支は赤字基調が続き、2013/2014年に100億ドル超の貿易赤字となった。

エチオピアでは過去に旱魃による農業生産の落ち込みや、エリトリアやソマリアからの難民に加え、南北スーダンの軍事衝突による避難民が大量にエチオピア国内に流入し続け、経済に打撃を与えた。

そこで、政府は2010年に5ヵ年計画の「第1次成長と構造改革計画」（GTP-I）にて貧困国からの脱却を目指し、そのためには農業中心から工業へと軸を移した産業構造に向けて、FDIの促進、輸出の増加、雇用の増加などを目指した各種政策を策定している。2015年に今後5年間の国家開発計画（GTP-II）を策定し、農業を核として経済成長を図りつつ、工業にも重点を置いた経済構造へシフトさせ、2025年までに中所得国入りを目指している。一方で、一人当たりのGDPは最貧国の水準にとどまっており、慢性的な食料不足に加え、高度経済成長に伴って生じたインフレや、世界金融不安や原油等の国際価格の上昇に伴う影響が顕在化している。政府は通貨切り下げ、主要商品価格のシーリング設定など政府主導型の経済安定化策、外貨準備高の積み増し等を行っている。

### 3-2 我が国の国別開発協力方針との関係性

1974年の革命以降、1991年の社会主義政権崩壊まで日本のエチオピアへの支援は一時低調となったが、メレス前政権移行後は、無償資金協力、技術協力を中心に積極的な支援を実施しており、エチオピアの経済社会開発に大きく寄与している。

#### 3-2-1 意義

エチオピアは「アフリカの角」地域の中心に位置し、アフリカ連合（AU）などの本部が置かれアフリカにおける外交の中心地であるため、我が国がアフリカ諸国と協力を図る上で、戦略的に重要な国である。加えて、「カイゼン」などの我が国スタンダードの普及は、同国のビジネス環境整備に寄与するものである。一方で、経済基盤は依然脆弱であり、加えて、慢性的な食料不足、安全な水の供給不足、社会インフラの未整備による都市と農村の格差、農村における教育・保健を含む社会サービスの未整備などの課題がある。

これらの課題は人間の安全保障、持続的成長、地球規模の課題に取り組む我が国の支援方針とも合致する。

### 3-2-2 本事業の関係性とサイト選択の理由

我が国はエチオピア政府の「5カ年開発計画」(GTP)で目指す工業化実現のため、産業政策支援対話及び「カイゼン」の普及を主な柱とした民間セクター開発への協力を実施している。本事業は、この民間セクター開発の支援に該当し、同国への外国直接投資を促進し工業化の実現、輸出の拡大と雇用の創出に資するものである。

キリント工業団地を選択した理由は、日系企業が工業団地を選択する条件として、①ビジネス・生活環境の整ったアジスアベバに居住して工場に通勤できること、②空港に近く交通の利便性が高い製造拠点を好むこと、③他の工業団地に比べてジブチ港までの距離が短いこと、④労働力の確保がしやすいこと、⑤水、電力などインフラの潜在性が高いこと一などを勘案した最適立地であるためである。

しかし、本調査期間中の2017年4月4日にEIC (Belachew 副長官)から「提供する候補地はキリントでなく、ボレレミ II に変更する」旨、一方的な通知があった。第3回現地調査(2017年4月9日～4月18日)において、調査団はEICと協議し、更にIPDCにキリントとボレレミ II の現状諸条件を確認し、現地視察した結果、立地条件、インフラ・設備の仕様、その他の条件は、ほぼ等しいと判断した。加えて同じコンサルタント会社(DOHWA)が2カ所のFSを行っていることを考慮し、開発候補地をキリントからボレレミ II へと変更することを受入れ、MOUの内容を修正することとした。

### 3-3 現地機関、海外機関による支援や事業の状況と残された課題

エチオピア政府は、EICを発足させIPDCを設立して工業団地の開発運営に取り組んでおり、州政府ベースでも工業団地の開発が行われている。

海外ドナーでは、世界銀行がエチオピア政府に対して融資と付随する支援を行っている。中国は官民の双方がエチオピアの工業団地、都市旅客鉄道(LRT)建設、不動産・土木建設などインフラ関連で巨額の開発投資を行い、支援している。

エチオピア政府における民間セクター開発・工業団地の開発には以下の課題がある。

- (1) EIC, IPDCは経験と実務能力のある人材が少なく、工業団地の開発と投資促進の能力が不足している。
- (2) 開発のスピードが重視されるあまり、既存の工業団地は設備・サービスの質が低い。一例としてボレレミ I では、水道工事が杜撰で漏水が多く、入居企業は使用してもいない水道代を支払い続け、その金額が大きくなりクレーム紛争が起きた。
- (3) 日系企業の投資対象地はアジスアベバ近郊に限定され、地方では治安の問題がある。その点でキリント工業団地は適地に立地する。
- (4) 工業団地の開発計画があるが、産業政策と整合・統合された工業団地開発の全国マスタープランに欠けている。
- (5) エチオピア政府は、キリント工業団地では外国の医薬品産業を中心に誘致し医薬品工業集積を検討する一方、融資を支援する世界銀行は多種多様の産業の投資を検討

していたとされる。こうした中、トモニアスは当初は織物・縫製、皮革・靴、ワイヤーハーネスなどの労働集約型産業を誘致し、開発が進むに従い産業の多様化と高度化に徐々に移行発展させることを検討しており、エチオピア政府と今後の方向性を調整しつつ計画・実施していく必要がある。

### 3-4 残された課題に対する当事業の位置づけ

第1回現地調査でエチオピア政府と政策対話が行われ、席上でトモニアス・PPSEZより「キリントの土地 50 ha のリースと貸工場の建設と日系企業の誘致、及びキリント工場団地の運営・管理の受託（5年間無償）」を提案した。その目的は、

- ① PPSEZと同様のグローバルスタンダードの質の高い工業団地をつくり、今後の工業団地開発のモデルとする
- ② 日系製造業を誘致できる十分な立地条件の用地を確保する
- ③ EICとIPDCの能力向上に資する

ことである。エチオピア政府は基本的にトモニアス・PPSEZの提案を受け入れ、MOUの締結に向けて内容の検討に至った。

上記の背景として、日本企業の投資誘致を促進するとともに、グローバルかつハイレベルな企業の誘致を行うためのモデルとなる質の高い工業団地の開発への期待がある。

当事業が上記の三つの目的を実現することにより、エチオピア政府の課題解決に資するとともに、我が国のエチオピアへの投資促進の受け皿となり、エチオピアにおける製造拠点を確保し、両国のWin-Winの協力関係ができる。

尚、①の「質の高い工業団地」に関連して、本調査チームはエチオピア政府CP(Counterpart)に対して、PPSEZへの工場団地視察・実地研修を受入れることを申し入れ、CPは快諾し、その後日程、参加者などの調整が行われ、7月12日～7月14日の期間にてEIC/IPDCのミッションがPPSEZを視察訪問し、質の高い工業団地を実地にて体験、見学が実施された。

## 第4章 投資環境・事業環境の概要

### 4-1 エチオピアの投資環境

#### 4-1-1 マクロ経済

##### (1) GDP

過去10年間の実質GDP成長率は8.0%～11.8%の間で推移し単純平均で10.16%と高く安定しており、今後も経済成長は堅調と見込まれる。



図1 実質GDP成長率の推移

出所： National Bank of Ethiopia Annual Report 2015/2016 に基づき調査団作成

一人当たりGDP（名目USD）は2010/2011年の396米ドルから、2015/2016年に794米ドルとなり、過去6年間の間に、ほぼ倍増した。

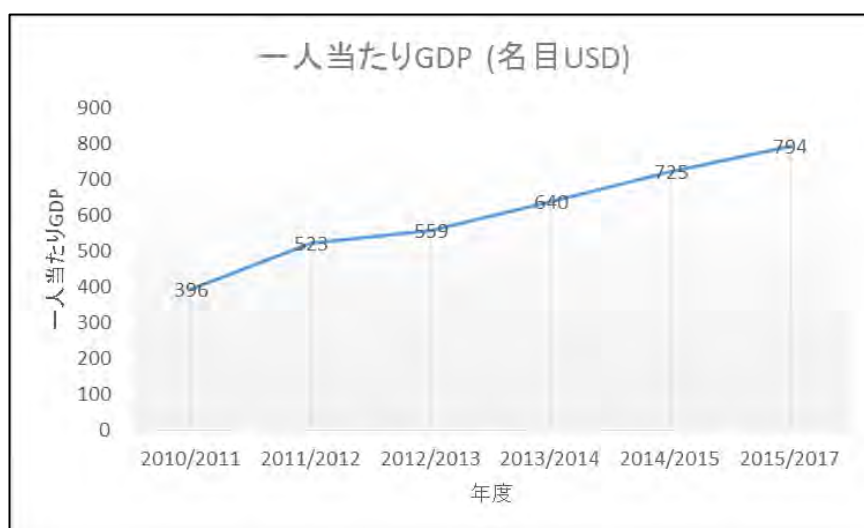


図2 一人当たりGDP（名目USD）の推移

出所： National Bank of Ethiopia Annual Report 2015/2016 に基づき  
調査団作成

(2) 産業構造

農業、製造業、サービスの3分野のGDPに占める割合は、製造業とサービス業が伸び、農業は減少した。2010/2011年の農業45.5%、製造業10.5%、サービス業44.7%が、2015/2016年度に農業47.3%、製造業16.7%、サービス業36.7%となった。



図 3 GDP 産業別割合の推移

出所： National Bank of Ethiopia Annual Report 2015/2016 に基づき  
調査団作成

鉱工業の内訳をみると、建設業の比率が増加し、製造業、鉱業・採石と電気・水の比率は減少している。2017年現在、アジスアベバ市内ではビル建設ラッシュであり、全国で工業団地、道路・建設等のインフラ開発・整備が活発である。

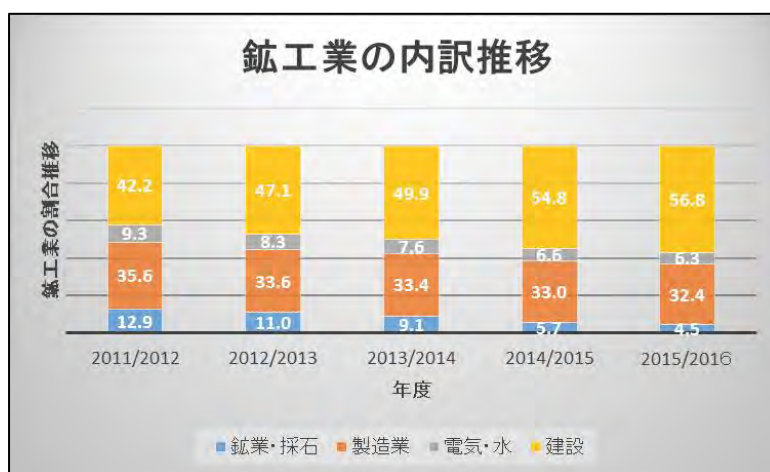


図 4 鉱工業の内訳割合の推移

出所： National Bank of Ethiopia Annual Report 2015/2016 に基づき  
調査団作成



鉱工業の分野別の成長率は建設業が高く、次に電気・水道、製造業、鉱業・採石となっている。工業の成長が経済成長を牽引する要因になっていると見られる。

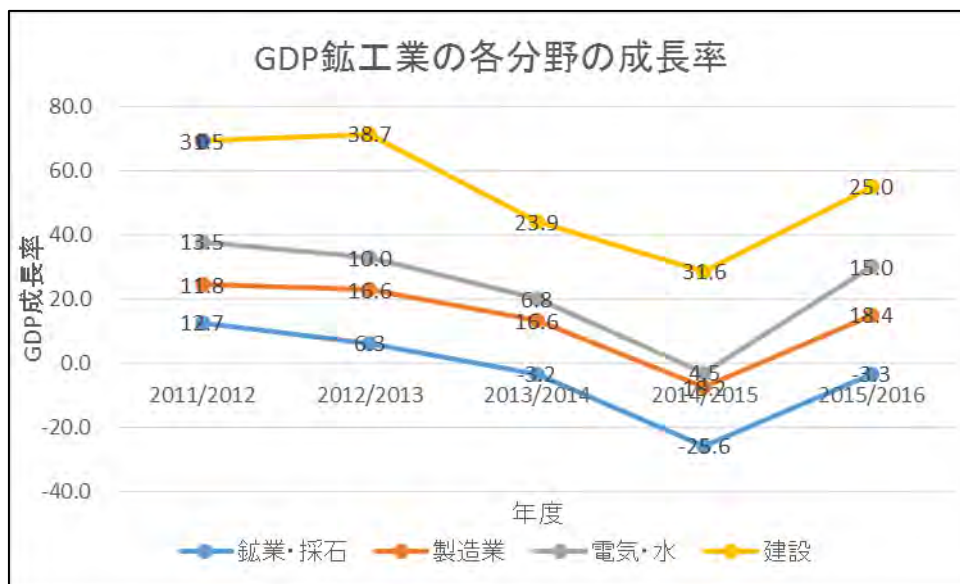


図 5 鉱工業の各分野の成長率の推移

出所： National Bank of Ethiopia Annual Report 2015/2016 に基づき  
調査団作成

### (3) 国際収支・貿易

2015/2016 年度の輸出金額は 2,867.8 百万ドル、輸入金額は 16,725.3 百万ドルで、差引貿易赤字 13,857.6 百万米ドルとなった。過去 3 年間輸出金額は減少し、輸入金額が増えて、貿易赤字が拡大している。貿易構造は、農産物の輸出と工業製品・原材料の輸入である。

#### 【輸出入品目】

主要な輸出品（2015/2016 年）は農産物が大半を占め、コーヒー（25.2%）、植物油（16.6%）、金（10.1%）、チャット（9.2%）、豆（8.1%）、花（7.9%）、家禽（5.2%）、皮・皮革製品（4.0%）、肉・肉製品（3.4%）、電力（1.1%）、その他（7.4%）である。

輸出総額は前年より 5.0%減少した。減少の要因となった品目はコーヒー▲7.4%、植物油▲6.4%、皮・皮革製品▲12.4%、チャット▲3.7%、金▲8.8%、電力▲26.4%、その他が▲15.6%である。コーヒーの輸出量は 7.4%増えたが、国際相場価格が 14%下落したためである。金は輸出量 5.1%の減少と国際価格の 3.9%の下落が影響した。

前年比増加したのは、果物・野菜（12.8%）、花（10.9%）、豆（5.7%）、肉・肉製品（3.9%）である。肉・肉製品、果物・野菜と花は安定的に増加している。花は輸出量 9.3%の増加と価格 1.5%の増加が貢献した。肉・肉製品は価格の 3.9%上昇の結果である。果物・野菜は主に輸出量の拡大による。

主な、輸入品は、工業製品（31.2%）、消費財（22.1%）、半製品（17.3%）、耐久消費財（9.4%）、輸送機器（9.2%）、石油（7.7%）、原材料（0.9%）、農産品（0.5%）、その他燃料（0.4%）となっている。

表 3 国際貿易 3 カ年の推移

	2013/2014 ①		2014/2015 ②		2015/2016 ③		前年比増減	
	百万米ドル	比率	百万米ドル	比率	百万米ドル	比率	② / ①	③ / ②
輸出								
コーヒー	714.4	21.6%	780.5	25.8%	722.7	25.2%	9.3%	-7.4%
植物油	651.9	19.8%	510.1	16.9%	477.2	16.6%	-21.8%	-6.4%
皮・皮革製品	129.8	3.9%	131.6	4.4%	115.3	4.0%	1.4%	-12.4%
豆	250.7	7.6%	219.9	7.3%	232.4	8.1%	-12.3%	5.7%
肉・肉製品	74.6	2.3%	92.8	3.1%	96.4	3.4%	24.4%	3.9%
果物・野菜	45.9	1.4%	47.6	1.6%	53.7	1.9%	3.7%	12.8%
家禽	186.7	5.7%	148.5	4.9%	147.8	5.2%	-20.4%	-0.5%
チャト	297.4	9.0%	272.4	9.0%	262.5	9.2%	-8.4%	-3.7%
金	456.2	13.8%	318.7	10.6%	290.7	10.1%	-30.1%	-8.8%
花	199.7	6.1%	203.1	6.7%	225.3	7.9%	1.7%	10.9%
電力	45.3	1.4%	42.8	1.4%	31.5	1.1%	-5.5%	-26.4%
その他	247.4	7.5%	251.4	8.3%	212.3	7.4%	1.6%	-15.6%
輸出計(a)	3,299.9	100%	3,019.4	100%	2,867.8	100%	-8.5%	-5.0%
輸入								
原材料	166.6	1.2%	170.5	1.0%	149.3	0.9%	2.3%	-12.4%
半製品	2,231.7	16.3%	2,578.4	15.7%	2,895.5	17.3%	15.5%	12.3%
石油	2,494.9	18.2%	1,985.1	12.1%	1,280.1	7.7%	-20.4%	-35.5%
その他燃料	78.2	0.6%	55.9	0.3%	58.9	0.4%	-28.5%	5.4%
輸送機器	1,089.4	7.9%	1,699.1	10.3%	1,535.6	9.2%	56.0%	-9.6%
農産品	169.0	1.2%	71.6	0.4%	83.4	0.5%	-57.6%	16.5%
工業製品	3,587.0	26.2%	5,111.6	31.1%	5,210.4	31.2%	42.5%	1.9%
耐久消費財	1,176.2	8.6%	1,608.0	9.8%	1,567.3	9.4%	36.7%	-2.5%
消費財	2,518.3	18.4%	2,902.9	17.6%	3,697.0	22.1%	15.3%	27.4%
その他	200.9	1.5%	275.6	1.7%	247.8	1.5%	37.2%	-10.1%
輸入計(b)	13,712.2	100.0%	16,458.7	100.0%	16,725.3	100.0%	20.0%	1.6%
貿易収支(a)-(b)	▲ 10,412.3		▲ 13,439.3		▲ 13,857.6			

出所： National Bank of Ethiopia Annual Report 2015/2016 に基づき調査団作成

輸入（2015/2016）は前年の 2014/2015 年より 1.6%増加であるが、2014/2015 年はその前年より 20.0%の大幅な増加となっている。著しく増えた品目は消費財（27.4%）と半製品（12.3%）であり、消費財、半製品、工業製品は毎年コンスタントに増加している。石油の輸入が年々減少しているのは、水力発電の増加にともなう、火力発電燃料消費の減少によるものとみられる。

#### 【輸出先国・輸入元国】

エチオピアからの輸出先地域は、2015/2016 年度で、アジア（輸出全体の 37.2%）、欧州（同 34.1%）、アフリカ（20.8%）、アメリカ（7%）、オセアニア（0.9%）となっている。

輸出先国別では、中国（13.0%）、米国（7.1%）、オランダ（6.4%）、サウジアラビア（6.3%）、ドイツ（6.1%）、ジブチ（3.6%）、UAE（3.2%）、日本（2.2%）、英国（1.6%）、イタリア（1.5%）、スーダン（1.4%）、フランス（1.2%）、ケニヤ（0.9%）、ロシア（0.4%）で、その他（45.2%）である。

2015/2016 に輸出が急増しているが、その中で中国は大きくシェアを増やし、突出している。その他に米国とオランダが順当にシェアを増やしている。

表 4 輸出先国の内訳 3カ年の推移

輸出先国	2013/2014		2014/2015		2015/2016	
	輸出金額 (百万ブル)	割合	輸出金額 (百万ブル)	割合	輸出金額 (百万ブル)	割合
中国	7,588	12.2%	7,378	12.3%	21,895	13.0%
米国	2,529	4.1%	3,517	5.9%	12,020	7.1%
オランダ	3,734	6.0%	3,591	6.0%	10,744	6.4%
サウジアラビア	3,516	5.6%	4,039	6.7%	10,715	6.3%
ドイツ	3,579	5.8%	4,206	7.0%	10,374	6.1%
ジブチ	3,657	5.9%	1,594	2.7%	6,044	3.6%
U.A.E	1,505	2.4%	1,968	3.3%	5,331	3.2%
日本	1,304	2.1%	1,966	3.3%	3,693	2.2%
U.K.	1,035	1.7%	702	1.2%	2,675	1.6%
イタリア	1,194	1.9%	1,089	1.8%	2,595	1.5%
スーダン	1,550	2.5%	1,650	2.8%	2,431	1.4%
フランス	686	1.1%	721	1.2%	1,996	1.2%
ケニヤ	383	0.6%	586	1.0%	1,480	0.9%
ロシア	382	0.6%	306	0.5%	595	0.4%
その他	29,599	47.6%	26,547	44.3%	76,349	45.2%
合計	62,241	100.0%	59,860	100.0%	168,937	100.0%

出所： National Bank of Ethiopia Annual Report 2015/2016 に基づき調査団作成

エチオピアから各国に輸出された主要品目は以下の表のとおりである。

表 5 エチオピアから各国向けの輸出品

中国	脂肪種子、皮・皮革製品、鉱物性生産品、コーヒー、繊維材料、天然ゴム
米国	コーヒー、脂肪種子、皮・皮革製品、食物、織物・衣服、花
オランダ	花、コーヒー、脂肪種子、野菜、豆類
サウジアラビア	コーヒー、肉・肉製品、生きた動物、花、脂肪種子、スパイス、穀物
ドイツ	コーヒー、織物・衣服、花
ジブチ	チャット、生きた動物、電力、果物・野菜
U.A.E	肉・肉製品、豆類、脂肪種子、花、食糧、生きた動物、コーヒー
日本	コーヒー、脂肪種子、花、皮・皮革製品、蜜ろう、織物・衣服
U.K.	コーヒー、花、皮・皮革製品、脂肪油脂、野菜、豆類
イタリア	コーヒー、皮・皮革製品、織物・衣服、花、豆類、脂肪種子、
スーダン	豆類、コーヒー、スパイス、電力、生きた動物
フランス	コーヒー、花、織物・衣服、豆類、皮・皮革製品
ケニヤ	豆類、皮・皮革製品、織物・衣服、茶、
(その他の国)	
インド	豆類、鉱物性生産品、脂肪種子、皮・皮革製品、スパイス、チャット
パキスタン	豆類、茶、スパイス、野菜
ソマリア	チャット、生きた動物、果物・野菜
エジプト	生きた動物、脂肪種子、豆類、スパイス、コーヒー、果物
スイス	金、脂肪種子、コーヒー
ベルギー	コーヒー、花、脂肪種子、織物・衣服

出所： National Bank of Ethiopia Annual Report 2015/2016 に基づき調査団作成

輸入元の地域は、アジア 62.7%、欧州 25.1%、アメリカ (8.3%)、アフリカ (3.9%) である。輸入元国別では輸入金額の大きい順に (2015/2016 年)、中国 (33.2%)、米

国 (7.6%)、日本 (4.2%)、イタリア (3.8%)、U.A.E. (2.7%)、サウジアラビア (2.3%)、ドイツ (2.2%)、U.K. (1.2%)、ロシア (1.1%)、スーダン (0.3%)、ケニヤ (0.2%)、その他 (38.9%) となっている。

米国、日本と欧州 (除くオランダ) は過去 3 年間に増加しているが、中国は 2015/2016 年に前年度実績を下回った。UAE や隣国のスーダンは減少傾向にある。

表 6 輸入元国の内訳 3 カ年の推移

輸入元国	2013/2014		2014/2015		2015/2016	
	輸入金額 (百万ブル)	割合	輸入金額 (百万ブル)	割合	輸入金額 (百万ブル)	割合
中国	72,643	27.7%	126,572	38.3%	117,251	33.2%
米国	13,437	5.1%	15,043	4.5%	26,692	7.6%
日本	11,422	4.4%	13,244	4.0%	14,793	4.2%
イタリア	9,435	3.6%	10,188	3.1%	13,341	3.8%
U.A.E.	13,412	5.1%	9,494	2.9%	9,677	2.7%
サウジアラビア	21,230	8.1%	16,718	5.1%	7,965	2.3%
ドイツ	6,648	2.5%	6,916	2.1%	7,850	2.2%
U.K.	2,786	1.1%	4,387	1.3%	4,277	1.2%
フランス	2,476	0.9%	3,416	1.0%	4,176	1.2%
オランダ	3,608	1.4%	5,312	1.6%	4,140	1.2%
ロシア	1,007	0.4%	2,403	0.7%	3,984	1.1%
スーダン	3,373	1.3%	2,782	0.8%	885	0.3%
ケニヤ	671	0.3%	775	0.2%	705	0.2%
その他	99,685	38.1%	113,529	34.3%	137,279	38.9%
合計	261,833	100.0%	330,779	100.0%	353,015	100.0%

出所： National Bank of Ethiopia Annual Report 2015/2016 に基づき調査団作成

エチオピアに輸入する輸入元国別の主要産品は以下のとおりである。

表 7 輸入元国別の主要輸入品

中国	金属・金属産品、航空機部品、電気材料、自動車、衣服・織物
米国	食品・生きた動物、肥料、電気材料、自動車
日本	自動車、航空機部品、金属・金属産品、電気材料
イタリア	航空機部品、自動車、食品、生きた動物、金属・金属産品、電気材料、肥料
U.A.E.	石油製品、化学品、金属・金属産品、ゴム製品
サウジアラビア	石油製品
ドイツ	航空機部品、食品、生きた動物、自動車、電気材料
U.K.	航空機部品、電気材料、自動車
フランス	航空機部品、電気材料、自動車
オランダ	肥料、航空機部品、食品・生きた動物、電気材料
ロシア	食品・生きた動物、金属・金属産品、煙草
スーダン	石油製品、食糧・生きた動物
ケニヤ	金属・金属産品、航空機部品を含む機械、ゴム製品
その他	
インド	金属・金属産品、航空機部品を含む機械、穀物、肥料
クウェート	石油製品、自動車
インドネシア	石鹸、研磨剤、紙・紙製品、織物、化学品、電気材料
マレーシア	航空機部品を含む機械、石鹸、研磨剤、電気材料
韓国	航空機部品、石油製品、通信機器
トルコ	金属・金属産品、航空機部品、電気材料、石油製品、ゴム製品
スエーデン	航空機部品、自動車、通信機器、食品、生きた動物
ベルギー	航空機部品、医療・医薬品
ウクライナ	金属・金属産品、航空機部品
ルーマニア	食品・生きた動物、航空機部品を含む機械、金属・金属産品
カナダ	航空機部品を含む機械、電気材料
ブラジル	航空機部品、自動車、食品、生きた動物
エジプト	金属・金属産品、航空機部品を含む機械、ゴム製品、食品・生きた動物
南アフリカ	自動車、航空機部品を含む機械、石鹸・研磨剤、石油製品、食品・生きた動物、紙・紙製品
モロッコ	石油製品

出所： National Bank of Ethiopia Annual Report 2015/2016 に基づき調査団作成

#### (4) 投資

2015/2016年にEICと地方投資事務所により852プロジェクト案件が投資認可された。これは前年度の投資の109.3%に達し、全て民間投資で運営段階にあるものである。

投資全体のうちで国内投資は772案件(90.6%)、55億ブル、外国投資は80案件、12億ブルになる。平均投資金額は国内投資71億ブル、外国投資156億ブルであり、外国投資は国内投資より資本集約的である。

これらの全体の投資により、12,724人の常勤雇用と12,710人の一時雇用が創出されたと見積もられる。このうち、国内投資では常勤雇用5,869人、一時雇用8,993人、外国投資では常勤雇用6,855人、一時雇用3,717人と見込まれ、常勤雇用人数では外国投資が国内投資を上回っている。

投資分野別のプロジェクト件数の内訳では、不動産・賃貸営業活動74.8%、製造業10%、建設8.8%、農業・狩猟・林業4.1%、その他2.3%である。

投資金額別の内訳では、不動産・賃貸営業活動52.9%、製造業37.9%、建設業7.6%、農業・狩猟・林業1%、その他0.7%となっている。

2013/2014年ー2015/2016年の3ヵ年の地域別投資では、案件の88.6%、投資金額の91.6%はアジスアベバに集中している。次に多いのは、Tigray(案件5.3%、投資金額1.7%)、Oromia(案件3.1%、投資金額5.2%)、Dire Dawa(案件1.3%、投資金額1.0%)となっている。

表 8 投資（民間・公共）3 カ年推移

		(単位: 投資金額 百万ブル)								
		各年実績			全体に対する割合			前年比		
		2013/14	2014/15	2015/16	2013/14	2014/15	2015/16	C/A	C/B	
		A	B	C	%	%	%			
民間投資 (国内)	件数	128	362	772	79%	89%	91%	2.83	2.13	
	投資金額	628	1,530	5,463	11%	37%	81%	2.44	3.57	
	雇用	常勤	2,022	3,467	5,869	51%	31%	46%	1.71	1.69
		一時	5,942	9,278	8,993	92%	88%	71%	1.56	0.97
		計	7,964	12,745	14,862	77%	59%	58%	1.60	1.17
民間投資 (外国)	件数	34	45	80	21%	11%	9%	1.32	1.78	
	投資金額	2,508	2,605	1,245	44%	63%	19%	1.04	0.48	
	雇用	常勤	1,889	7,760	6,855	48%	69%	54%	4.11	0.88
		一時	483	1,227	3,717	8%	12%	29%	2.54	3.03
		計	2,372	8,987	10,572	23%	41%	42%	3.79	1.18
民間投資 (小計)	件数	162	407	852	99%	100%	100%	2.51	2.09	
	投資金額	3,136	4,135	6,708	56%	100%	100%	1.32	1.62	
	雇用	常勤	3,911	11,227	12,724	99%	100%	100%	2.87	1.13
		一時	6,425	10,505	12,710	100%	100%	100%	1.64	1.21
		計	10,336	21,732	25,434	100%	100%	100%	2.10	1.17
公共投資	件数	1	0	0	1%	0%	0%			
	投資金額	2,500	0	0	44%	0%	0%			
	雇用	常勤	25	0	0	1%	0%	0%		
		一時	0	0	0	0%	0%	0%		
		計	25	0	0	0%	0%	0%		
投資合計	件数	163	407	852	100%	100%	100%	2.50	2.09	
	投資金額	5,636	4,135	6,708	100%	100%	100%	0.73	1.62	
	雇用	常勤	3,936	11,227	12,724	100%	100%	100%	2.85	1.13
		一時	6,425	10,505	12,710	100%	100%	100%	1.64	1.21
		計	10,361	21,732	25,434	100%	100%	100%	2.10	1.17

出所： EIC 資料に基づき調査団作成

表 9 産業別投資の3カ年推移

(単位： 投資金額 百万ブル)											
分野	投資金額			投資件数			1件当たり投資金額			投資金額 前年比	
	2013/ 2014	2014/ 2015	2015/ 2016	2013/ 2014	2014/ 2015	2015/ 2016	2013/ 2014	2014/ 2015	2015/ 2016	B/A	C/B
	A	B	C								
製造業	517	2,707	2,540	38	39	85	13.6	69.4	29.9	5.24	0.94
農業狩猟林業	70	522	66	13	107	35	5.4	4.9	1.9	7.46	0.13
不動産賃貸営業	2,135	563	3,551	36	197	637	59.3	2.9	5.6	0.26	6.31
ホテル・レストラン	44	106	11	6	5	3	7.3	21.2	3.7	2.41	0.10
教育	25	80	7	2	1	3	12.5	80.0	2.3	3.20	0.09
健康・ソーシャル ワーク	0	4		1	1	75	0.0	4.0	0.0		0.00
建設	2,811	133	507	58	50	5	48.5	2.7	101.4	0.05	3.81
旅行・運輸・通信	12	6	11	4	3	0	3.0	2.0		0.50	1.83
卸・小売・修理	11	0		1	0	6	11.0		0.0	0.00	
鉱業・採石	1	0	12	1	0	0	1.0			0.00	
電力・ガス・水道	0	0		0	0	2			0.0		
その他のコミュニティ・ 社会サービス	9	15	1	3	4	1	3.0	3.8	1.0	1.67	0.07
その他		0	4								
合計	5,635	4,136	6,710	163	407	852	34.6	10.2	7.9	0.73	1.62

出所： National Bank of Ethiopia Annual Report 2015/2016 に基づき調査団作成

(5) ビジネスの阻害要因と課題

World Economic Forum の The Global Competitiveness Report 2015-2016 によればエチオピアのグローバル競争力指数 (Global Competitiveness Index) は 140 カ国中で第 109 位である。

同レポートの調査では、エチオピアでビジネスを行うための課題は以下のとおりであり、特に融資貸付と外貨規制、政府官僚組織の非効率、汚職、高い税率が大きな課題としている。

- ファイナンスへのアクセス (10.9)
- 政府官僚組織の非効率 (9.3)
- 外貨規制 (8.8)
- 汚職 (8.2)
- 高い税率 (8.0)

- 不安定な政策 (8.0)
- 労働規制 (7.0)
- インフラ不足 (7.0)
- その他、インフレ (6.4)、労働力の乏しい労働倫理 (4.5)、犯罪・泥棒 (4.4)、革新力の不足 (3.7)、政府の不安定・政変 (3.6)、教育のある労働力の不足 (3.6)、税制の複雑さ (3.2)、貧弱な公的健康制度 (3.0)

World Bank の Doing business in Ethiopia 2017 によれば、エチオピアはビジネスのし易さで 190 ヶ国中、159 位 (前年と同じ)、DTF Score<sup>1</sup> では 47.25 (前年度より 0.4 改善) であり、サブサハラの中においてもスコアは低い。

Figure 1.2 How Ethiopia and comparator economies rank on the ease of doing business

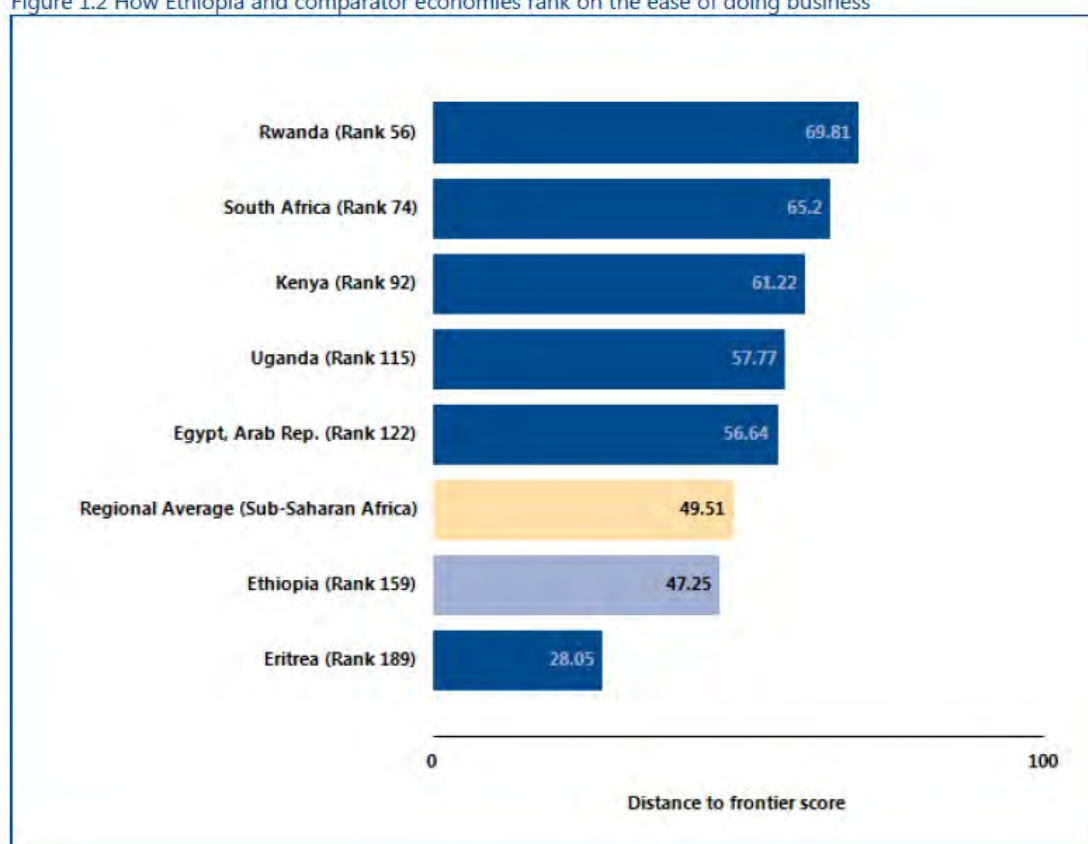


図 6 ビジネスのし易さ比較ランク

出所： Doing Business in the World, World Bank

各評価項目別の比較では、トップの指標のスコアを 100 とした場合に、エチオピアでは信用貸付は 170 位、スコア 15.00、少数投資家の保護 175 位、31.67、越境貿易 167 位、42.39 となっており、ビジネス環境が悪い。

<sup>1</sup> DTF (Distance to Frontier, 開発容易度数)はビジネスのしやすさを最も進んだ Score アを 100、最も悪いスコアを 0 とし、トップとの距離を指標で測ったもの。



Figure 1.3 Rankings on *Doing Business* topics - Ethiopia  
(Scale: Rank 190 center, Rank 1 outer edge)



Figure 1.4 Distance to frontier scores on *Doing Business* topics - Ethiopia  
(Scale: Score 0 center, Score 100 outer edge)

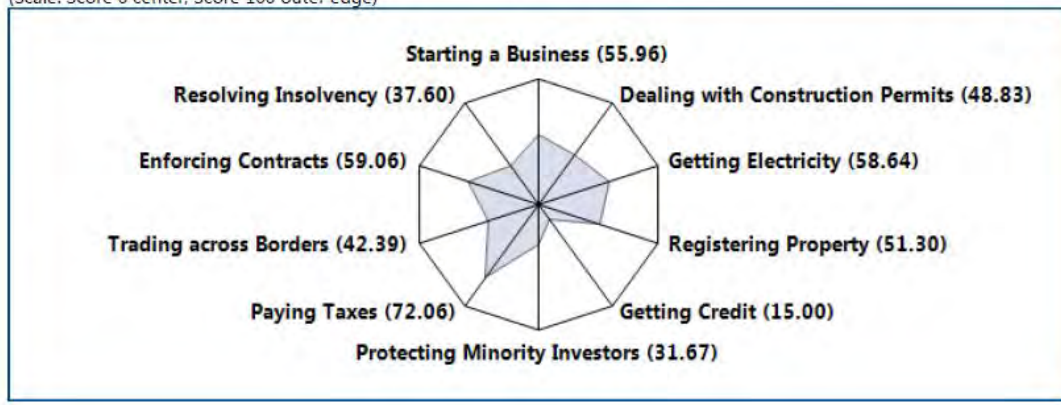


図 7 各項目別のビジネスのし易さランク

出所： Doing Business in the World, World Bank

UNIDO Regional Advisor Tadesse Dadi Segni 氏によれば、エチオピアの投資の利点と課題は以下の通りである。

(利点)

- 賃金が低い (Bole Lemi では1ヵ月の賃金は4-5人同室の寮付で1,000ブル)
- 電力が安い (0.5ブル/kWH = 0.2USD/kWH)
- 低コストで品質の良い原材料が調達可能

(課題)

- 労働者の教育訓練後のジョブホッピング
- 外貨保有の制限
- 農産物加工製品による現金収入の安定的確保
- 物流・ロジスティクスー エチオピアは内陸国であり、ジブチ港へのアクセスに依存しており、原材料の輸送取扱いコストが高く時間を要する、LC (Letter of Credit, 信用状) 開設に長時間を要する。
- 不当な徴税、ビジネスを閉じる手続きの複雑さ

(日本のエチオピアへの投資の潜在的分野)

- 消費財（食品、縫製など）

尚、エチオピアに投資進出している日本の企業は、Hiroki Addis, Atelier Andu Ame PLC, 三菱商事、丸紅など、まだ数社に留まっている。

日系企業のエチオピアへの投資・進出の促進に際しては、エチオピアの投資環境の改善と日系企業に対するエチオピア情報の周知が課題である。

## (6) PEST 分析

エチオピアの PEST 分析を以下にまとめた。

政治 (Politics)	経済 (Economy)
安定した政権と連邦議会制度 良好な治安と平和 道路、鉄道、飛行機による地方との統合 近隣諸国の不安定とテロ 地域における存在認知	速い経済成長（平均 11%） 比較的安定したマクロ経済（インフレ、通貨） 農業・第一次産業の割合が高く、第 2 次産業が低い、貿易赤字、低所得国 アジア、欧州、米国からの外資誘致 インフラ開発と財政的制約 貧弱なユーティリティサービス
社会 (Society)	技術 (Technical)
人口が多く、人口増加率が高い（2.6%） 労働人口は人口の 60% 失業率が高く、貧困 就学人口 30 百万人	技術レベルが低い 産学連携が低い TVET <sup>2</sup> の拡大（2009 年の 450 機関、23 国立大学の 30.8 万人卒業生を超える）

## (7) 賃金

各産業別の（10 年超勤務）労働者の平均月額賃金（2014 年）は次のとおりで、業種によって 59 ドル～99 ドルの幅がある。

表 10 業種別平均月額賃金

業種	ブル	USD 換算 1 米ドル=22.85 ブル
製造業	1,389 ブル	61 米ドル
電気・ガス・空調	2,263 ブル	99 米ドル
水道・排水処理	1,698 ブル	74 米ドル
建築	1,893 ブル	83 米ドル
卸売・小売・自動車修理	1,353 ブル	59 米ドル
運輸・倉庫	1,962 ブル	86 米ドル

<sup>2</sup> Technical and Vocational Education and Training: 技術職業教育訓練

出所： Investment Guide to Ethiopia 2015 (Ethiopian Investment Commission)に基づき調査団作成

また、エチオピアの一般労働者の月額賃金は、アジアで賃金が低いバングラデシュの半分程度である。

表 11 エチオピアと他の新興国の一般労働者月額賃金比較

国	月額賃金 (単位：米ドル)	備考
エチオピア (アジスアベバ)	50～70	JETRO 投資コスト調査 2016
ケニヤ (ナイロビ)	209	JETRO 投資コスト調査 2015
バングラデシュ (ダッカ)	111	JETRO 投資コスト調査 2016
カンボジア (プノンペン)	175	JETRO 投資コスト調査 2016
ミャンマー (ヤンゴン)	124	JETRO 投資コスト調査 2016
ベトナム (ハノイ)	192	JETRO 投資コスト調査 2016

出所：JETRO 「Overview of the Ethiopian Investment Climate エチオ・ジャパン ビジネスフォーラム」資料を基に調査団作成

#### (8) 一般税制

エチオピアの一般税制では、税金の種類は、付加価値税、売上税、消費税・物販税と法人税がある。

##### ● 付加価値税 (VAT : Value Added Tax)

VAT は登録された人による課税取引の金額と全ての物とサービスの輸入に対して 15%が課税される。但し、以下については課税されない。

〈非課税対象〉

ー 2 年以上住んだ住居の売却、財務サービスの提供、外貨・内貨の供給または輸入、処方薬の輸入、電気・ケロシン・水の供給、政府もしくは輸入課税が免除される組織・機関・プロジェクトによる輸入、輸送の提供、許認可発行、従業員の 60%以上が身体障害者の工場、法律で定められた本や印刷物の輸入・販売

〈課税率 0%〉

ー 定められた範囲の物・サービスの輸出、品物または旅客の国際輸送と直結する輸送の提供、国際線航空の飛行機に潤滑油や消耗技術品の積み込み、

##### ● 売上税 (Turnover Tax)

VAT に登録しない人に対して、年間課税取引が 50 万ブル以下の場合に、売上税が課せられる。

ア. 国内における物品販売もしくは提供サービスに対して 2%

イ. 建設、穀物工場、トラクター、コンバイン刈り取り機に対して 2%

ウ. その他 10%

##### ● 消費税・物品税 (Excise Tax)

Tax Proclamation No. 307/2022 で指定する国産または輸入のアイテムに消費税が課税される。砂糖 33%、飲料 40%、アルコール 50%、たばこ 75% (葉は 20%)、塩

30%、香水 100%、織物 10%、皿洗い機 80%、ビデオ機 40%、自動車 30%～100%等

● 所得税 (Business Income Tax)

所得税には、個人事業所得税(Income Tax on Individual Entities)、法人所得税 (Corporate Income Tax)、賃貸所得税(Rental Income Tax)、個人所得税 (Personal Income Tax)、その他がある。Proclamation No. 286/2002 の規程に従い歳入庁の会計基準で会計年度に計算された所得計算書の損益を基に課税される。

ア. 個人事業所得税は最小 10% (所得 1,801 ブル) ～最大 35% (所得 60,000 ブル超) までの累進課税となっている。

イ. 法人所得税は課税所得に対して 30%である。

ウ. 賃貸所得課税は最小 10% (所得 1,801 ブル) ～最大 35% (所得 60,000 ブル超) までの累進課税となっている。

エ. 個人所得税は最小 10% (所得 151 ブル) ～最大 35% (所得 5,000 ブル超) である。

オ. その他の課税では、ロイヤルティ 5%、配当 15%、非営業の不動産の賃貸収入 15%、預金金利 5%、財産譲渡の場合はビル、工場、事務所は 15%、株式譲渡 30%となっている。

(9) 関税

エチオピア政府の輸入に課税する関税率は 0%～35%まであり、平均は 17%である。エチオピアは広範囲の品目で関税を引き下げているが、エチオピアの関税率は自動車などの特定品目では途方もなく高い。エチオピア政府は、特定分野の投資家、特に輸出を計画し外貨を稼ぐ投資家に対して輸入免税のインセンティブを設けている。

東南部アフリカ市場共同体<sup>3</sup> (Common Market for Eastern and Southern Africa : COMESA) からの輸入品に対して 10%の特恵関税が付与されている。尚、輸入品に対して、付加価値税(Value-Added Tax: VAT)と消費税 (Excise tax) が輸入品に課税される。

また、エチオピア税関局 (The Ethiopian Custom Authority) は GSP (Generalized Scheme of Preference, 一般関税特恵制度)、EU1 Certificates <sup>4</sup>に署名している。

表 12 主要分野の平均輸入関税率

	分野	関税率 (%)
1	電力	19
2	健康	5
3	金融・銀行	12

<sup>3</sup> COMESA は、1994 年に東南部アフリカに設立された自由貿易協定である。1981 年以来存在していた特恵貿易地域に替わり設立された。東南部アフリカ諸国を中心に 19 カ国が加盟しており、東アフリカ共同体や南部アフリカ開発共同体とともにアフリカ広域自由貿易協定の中で 3 つの重要なブロックの一つである。エチオピア、ジブチ、エリトリア、エジプト、リビア、スーダン、コモド、マダガスカル、モーリシャス、セーシェル、ブルンジ、ケニヤ、ウガンダ、ルワンダ、マラウイ、スワジランド、ジンバブエ、ザンビア、コンゴ民主共和国、南スーダン。

<sup>4</sup> EU 1 Certificates は、EU が特定 2 国間・多国間で締結している自由貿易協定等による輸入品に適用される原産地証明書。

4	旅行	25
5	コンサルティング	3
6	航空	N/A
7	建設	5
8	農業製品	5
9	皮革	5
10	織物	18
11	加工食品	30

出所： The International Trade Administration,  
U. S. Department of Commerce に基づき調査団作成

## 4-2 外国投資全般に関する各種政策及び法制度

### 4-2-1 外国投資全般に関する法体系

エチオピアにおける外国投資関連の法律は以下のとおりである。

- (1) The Commercial Code of 1960 (商法 1960年公布)  
本 Code において、ビジネス活動を保証する法的枠組みが規定されている。
- (2) The constitution Article 40 (憲法 40 条)  
憲法にて、全国民の私有財産の所有権が規定されている。
- (3) The Investment Proclamation (769/2012) (投資に関する布告 2012 年公布)  
本布告では、監督官庁の管轄範囲、投資分野の規制、最低資本金、投資許可、技術移転の登録と協力協定、投資優遇、外国人の住居所有権、投資保証、送金、投資監督機関の権限と義務・One-stop-service、工業開発ゾーン、ローンと外貨、外国人雇用、環境等、広範囲にわたり基本を規定している。
- (4) Investment (Amendment) Proclamation (849/2014) (投資に関する改訂の布告 2012 年公布)  
投資監督機関としての Investment Board と Investment Commission、及び各地域の投資監督機関の役割と機能を規定。
- (5) Investment Regulation of 2012 (270/2012) (投資規則の布告、2012 年公布)  
本規則では、投資分野、投資優遇、所得税の免除、輸入関税の免除、その他を規定している。
- (6) Investment Regulation of 2014 –Amendment (投資規則の改訂の布告、2014 年公布)  
本規則では投資家向けの投資規程の変更が規定されている。

エチオピアは WIPO (World Intellectual Property Organization 世界知的所有機関) や MIGA (Multilateral Investment Guarantee Agency 多数国間保証機関) の加盟メンバーであり、多数の国と BIT (Bilateral Investment Treaties、相互投資協定) や DTTs(Double Taxation Treaties 二重課税防止協定) を締結している。

#### 4-2-2 外国投資に関する規制（外国資本の投資が開放されている分野）

製造業では外資の投資に開放されている分野は以下のとおりである。

食品、飲料、織物・繊維製品、皮革・皮革製品、木材製品、製紙・紙製品化学・化学製品、基礎医薬品、医薬品、非金属鉱物製品、基礎金属、金属製品、コンピューター、電子、光学製品、電気製品、機械・機器、農業統合製造業、自動車、牽引車、事務所、家具製造、その他機器の製造

（その他の詳細に関しては添付参考資料「1. 外資への投資規制」を参照。）

#### 4-2-3 最低資本金

最低資本金は以下のケースによって異なる。

- (1) 外国資本（100%）が投資する場合は、最低資本金は 200,000 米ドル（1 プロジェクト当たり）。
- (2) 外国資本が国内投資家と合弁事業で投資する場合、最低資本金は 150,000 米ドル。
- (3) 外国資本（100%）が、建築、エンジニアリング、または、関連の技術コンサルティングや技術テストや技術分析、及び出版の場合は、最低資本金は 100,000 米ドル。
- (4) 同じく、外国資本と国内資本が合弁事業を行う場合、最低資本金は 50,000 米ドル。
- (5) 外国資本が既存企業から生じた利益や配当を再投資する場合は、最低資本金の割当は必要とされない。

外国投資家は、最初に必要書類と投資申請書を提出し投資許可を得る必要がある。

〈課題〉－ 今後トモニアスにて現地で工業団地開発を進めるにあたって、現地法人をセットアップする必要がある、上記の最低資本金の規則に従い、現地運営法人を最低資本金 200,000 米ドル以上で設定する必要がある。この初期投資額は進出企業によってはスムーズな投資促進の阻害要因となる懸念がある。

#### 4-2-4 外国為替管理

エチオピアの輸出企業は、輸出で得た外貨収入について外貨保有規制が設けられている。NBE の指令（NBE Directive: Retention and Utilization of Export Earnings and Inward Remittances Directive No. FXD/11/1998）により、外貨売上上の 90%を外貨保有口座 Retention Account B に外貨で保有できるが、保有可能期間は最長 29 日であり、29 日の期限後は現地通貨に変換される。外貨売上上の 10%は外貨保有口座 Retention Account A にて無期限で外貨保有できる。

第 1 回目の調査において、外国為替管理の実態をヒアリング調査した。

- (1) エチオピアの商業銀行 United Bank に確認したところ、中央銀行の取決めであり、資本金についても外貨売上と同様に扱われるとのことである。
- (2) UNIDO Ethiopia Tadesse 氏によれば、最少資本金として 200,000 米ドルを現地外貨口座に入れて 29 日経過すると自動的に現地通貨に変換される。しかし、\*必要に応じて申請すれば半日から 1 日程度で米ドルに変換できる。また、会社清算時に資本金を米ドルで本国送還できる。

- (3) Ernst & Young Ethiopia によれば、IPDC の工業団地の入居企業の場合は、最少資本金として 200,000 米ドルを現地外貨口座に入れて 29 日経過すると自動的に現地通貨に交換されるが、\*\*工業団地内にある国営商業銀行の事務所の方で、テナント企業の手持ち外貨がなくなり輸入代金の支払いが必要な時は、銀行が外貨のポジションを見ながら適宜、外貨の融通を計らっている。
- (4) 尚、上記 (2) \*、(3) \*\*に関しては、エチオピア政府の正式な承認措置でなく、可能性は不明である。

〈課題〉－ 本件に関しては、日本企業誘致の足枷となるものの、エチオピアの制度としてある以上は現時点で投資企業に進言する以外の対策はないといえる。しかし既にエチオピアで生産を行ういくつかの外資系企業から本制度に対して政府に不満が上がっている事実もあり、今後制度が改訂される可能性は十分にあり得るため引き続き注視していく必要がある。

尚、新中央銀行令 (Directive: FXD/46/2017) が 2017 年 3 月 20 日に発表・同日発効となり、外貨優先割り当て分野が明確になった。

#### 新指令による外貨割当優先分野

- ① 燃料・自動車燃料・潤滑油、液化ガス
- ② 肥料
- ③ 農業投入物・農機
- ④ 医薬品 (実験具、試薬、医療機器・器具を含む)
- ⑤ 製造業が必要とする機械・器具、代替部品、原材料、付属品・装飾品
- ⑥ 乳幼児の栄養補助食品
- ⑦ 建設会社の自社建設機械の代替部品 (5 万ドルまで)
- ⑧ 教育資材 (学習書、ボールペン、鉛筆、印刷紙)
- ⑨ 化学品
- ⑩ 利益、配当金の送金
- ⑪ 外国航空会社の超過荷物料金収入
- ⑫ 外国直接投資による株式配当、清算に伴う送金

しかし、優先分野であっても、「直ぐに外貨承認」されるものではない。

### 4-3 提案事業に関する各種政策及び法制度

#### 4-3-1 エチオピア政府の投資促進・工業団地開発機関

首相府の指導により、EIC が IPDC の監督官庁となり、工業団地開発の **regulatory body** になっている。更に、EIC が工業団地のデベロッパー、オペレーターの投資認可、コンセッション契約締結の当事者となる。

##### (1) Ethiopian Investment Commission (EIC)

EIC はエチオピア政府の投資委員会 (Investment Board) の傘下にある政府の自立組織である。投資委員会の議長は首相が務め、EIC の Commissioner は投資委員会のヘッドのメンバーである。EIC は工業省に属する組織であったが、2014 年に首相府の直屬組織となり、

首相のリーダーシップで戦略的で迅速な意思決定が図られている。

EIC の役割・機能は以下のとおりである。

- ア. 外国及び国内の投資家に対するエチオピアへの投資の機会と条件の促進
- イ. 投資認可証、営業ライセンス、建設認可証の発行
- ウ. 提携の覚書、条文と改訂の公証
- エ. 商業登記証明書の発行、更新、訂正、差し替えと取り消し
- オ. 労働許可証の発行、更新、取替、停止、取り消し
- カ. 第 1 級の建設コントラクターの格付け
- キ. 技術移転契約と国内投資家と輸出志向で資本関係のない外資との協力の登録
- ク. 外国との 2 国間投資促進・保護協定の交渉と締結（政府承認の下）
- ケ. 投資家に魅力的な投資環境の創出に必要な政策手段を政府に提言すること
- コ. 更に、EIC は投資家の要請に基づき、土地やユーティリティ（水、電力、通信）の確保、資金融資手続き、居住許可申請、環境インパクト評価(EIA)調査、納税証明番号(Tax Identification Number; TIN)の発行を行う。

## (2) Industrial Parks Development Corporation (IPDC)

「工業団地に関する布告」(Proclamation of Industrial Park No. 886/2015)において、IPDC が首相直轄の国営企業として 2014 年に設立され、2025 年までに中所得国入りに向けて、工業化、製造業の発展、経済転換の加速、投資促進を担っている。

IPDC の機能は、工業団地の開発、管理、土地リース、販売、国の工業団地開発マスタープランの策定、関係機関との連携によるオフサイトインフラの整備、工業団地への投資の促進・誘致等である。

- ア. 工業団地の全国マスタープランを作成する。
- イ. 国内外に工業団地とその利益を普及させる。
- ウ. 工業団地を開発管理する。(ファイナンスを含む)
- エ. 全ての工業団地と外部インフラ（道路網、電気、水、排水処理、通信）を連結する。
- オ. 開発した土地と工場上屋のリース、または譲渡。
- カ. 必要な場合は、管理契約により工業団地の管理を外部委託する。

## (3) EIC と IPDC の課題

EIC は 2014 年に組織変更、IPDC は 2014 年設立の組織であり、経験が少なく組織体制を整備中である。EIC は長官、副長官とも優秀・勤勉で率先して仕事に邁進している。多数の工業団地開発計画を抱えて業務が多忙と見られるが、業務拡大に伴い今後、幹部職員の人材育成、適正配置と効率的な組織運営体制が求められる。

EIC, IPDC とともに投資促進において OSS(One-Stop Service)が重要と認識しているが、両者の OSS の役割分担、特に IPDC の OSS の仕組みと実効性、トモニアス・PPSEZ の事業展開における EIC と IPDC との友好的な関係を保つことが工業団地開発に不可欠である。

### 4-3-2 投資優遇策 (Incentives)

- (1) 工業団地内の投資優遇策は、アジスアベバ及びその周辺のおロミア特別区の工業



団地では 10 年間の所得税免税、その他の地域では 15 年間の所得税免税が適用される。更に、輸出比率が 60%以上の場合には 2 年間の免税期間が追加付与され、80%以上の場合にはアジスアベバ及びその周辺のオロミア特別区では、更に 2 年間の免税期間の付与、その他の地域では更に 4 年間の免税期間の付与がある。

- (2) 資本金の本国送還が可能。
- (3) デベロッパーに対しては 15 年間の所得税免税がある。
- (4) 工場団地内外で資本財輸入関税の免税、輸出品製造のための原材料輸入に係る関税と VAT の免税。
- (5) 「輸出貿易免税特権スキームによる布告」(Proclamation on Export Trade Duty Incentive Scheme No. 768/2012)において、輸出振興のための税制インセンティブがある。 - 関税還付制度(Duty Draw-Back System)、バウチャー制度(Voucher Scheme)、保税工場システム(Bonded Export Factory System)、輸出製造業保税倉庫(Bonded Export Manufacturing Warehouse Scheme)、原材料保税倉庫 (Bonded Input Supplier Warehouse Scheme)、産業ゾーン(Industrial Zone Scheme)。

#### 4-4 ターゲットとする市場の現状

##### 4-4-1~4-4-7

「非公開部分につき非表示」

##### 4-4-8 既存のインフラ（電気、道路、水道等）や関連設備等の整備状況

###### (1) 電力事情

###### ア、電力供給・電力料金

エチオピアの電力の 95%は水力発電。国の総電力需要は 2,000 MW。2016 年 12 月に 1,800 MW の水力発電所の一部が稼働した。フル稼働になれば電力は余る状況で、電力不足にはならない。国全体の電力マスタープランもあり、アジスアベバ近郊にて開発を進めるキリント工業団地、ボレレミ I II 工業団地は同じマスタープランで行うことが決まっている。現状での問題は送配電ネットワークであるが、これからアジスアベバ市内の電力網をアップグレードするプランを計画していると EEP(Ethiopian Electric Power エチオピア電力公社)担当者が語っている。

また、豊富な水資源から国内では水力発電が盛んであるが、昨今エチオピアの国境 40 km ほど離れた青ナイルにて大規模な建設が進められているグランドルネッサンスダムについて、建設作業は現在 60%完了している。稼働すれば 6000MW の発電がおこなわれると想定されており、ケニヤ、タンザニア、スーダン、ジブチなどの周辺諸国へも 30 cents/kwh で売電を予定している。

エチオピアのナショナルグリッドの送電の電圧は 132 kv が標準。

エチオピアの電力料金は 4 cents と周辺国と比べても格安であるが、コストベースでは 13 cents – 14 cents が妥当なところ、電力料金を引き上げると、社会不安（暴動）が起きる

ので、政府としては電力料金を引き上げにくい。EEP としても周辺諸国より電気料金が安いことについて認識しており、現行の電気料金は 1998 年から変更していない。将来的には現行価格から 6 cents まで引き上げることは想定しているが、近年中にあげることはまだ計画されていない。

また、工業団地向けには市内向けの送電とは別にかつ優先的に配電を行っているため、工業団地にて電力不足が生じる可能性は極めて低い。日本の製造業において電力不足や停電などを懸念する企業も多いが、電力面での心配は少ないものと思われる。

表 13 エチオピアと他国の電力料金

国	電力料金	備考
エチオピア	4 cents	95%が水力発電 コストベースでは13 cents – 14 cents
ケニア	17 cents – 18 cents	水力、地熱、火力発電 各30%
カンボジア	18 cents	火力、水力発電

出所： 調査団作成

エチオピア政府の Ethiopia Electricity Power Company は、EEP (Ethiopian Electricity Power 発電と送電) と EEU(Ethiopia Electric Utility 配電)に分割された。(以上、JICA 現地事務所 インフラ担当よりヒアリング)

イ、キリント工業団地への電力供給

キリントの近くに送電所があり、そこからキリント工業団地向けの送電線が敷設されるので、送電が行われる計画。(Ethiopian Electric Power Mr. Mekuria Lemma, Strategy and Investment Head)

## (2) 水

キリント用地の地下は地下水脈があり地下水が豊富のため、地下水をくみ上げて工業用に使用できる。

ボレレミ II 用地においても、キリント用地同様の地下水脈を用いて工業用水として活用することが想定されている。

## (3) ジブチ(Djibouti Port)～エチオピア(Modjo Dry Port)の内陸物流

ア、Ethiopian Shipping and Logistics Services Enterprise(ESLSE)

エチオピアの輸出入国際物流は ESLSE が取り扱っている。

ESLSE は、国営の国際物流会社であり、Ethiopian Shipping Line S.C., Maritime Transit Services Enterprise, Dryport Service 及び Comet transport S.C を 2011 年に集約合併した企業である。集約の目的は国際物流における効率、効果、輸送時間とコストの削減であるとし、現在は 4 事業を営んでいる：

- a Shipping service (海運事業)
- b Freight forwarding (通関、物流、Multimodal transport =国際複合一貫輸送, Unimodal transport= 各輸送モード)

- c Port & terminal (港湾、ターミナル)
- d Corporate service (上記 3 事業のサポート事業)

同社の事業・資産の規模は以下のとおり。

- a 運航トラック 3,000 台、うち、自社保有 300 台
- b 運航船 11 隻 内、9 隻が multipurpose(内 7 隻は新しい船)、2 隻 プロダクト船  
(フルコンテナ船は所有・運航していない。)

イ、エチオピア～ジブチ～海外の物流

輸送モードと所要日数は以下のとおりである。

(輸入)

ジブチ港で荷揚げしたコンテナをエチオピアの Modjo Dry Port<sup>5</sup>(内陸コンテナターミナル)に輸送し荷主に引渡しするまでの所要日数は以下のとおり。

輸送モード	日数	内、トラック輸送日数 (実績)	内、鉄道輸送日数 (予定)	備考
Multimodal (複合一貫輸送)	7日間	1.5日	10時間	通関はエチオピアModjoで1回
Unimodal	30日 -40日	15日	10時間	通関・書類手続きに所要する日数のため、コンテナが滞留 通関はジブチとエチオピアで2回

(輸出)

エチオピア Modjo Dry Port～Djibouti 港へはトラック輸送で約 1.5 日。港での積み替え、通関書類作成、船の入港待ちなどを入れると約 5-7 日所要。

現在 (2017 年 2 月時点) はジブチ～エチオピア間の陸送はトラックによる輸送が行われている。ジブチ～エチオピア間の鉄道は老朽化していたため、鉄道の改修工事とディーゼル機関車から電気機関車に変更する計画が実施された。ジブチ～エチオピアへのジブチ鉄道の工事は 2016 年に完工し、2017 年 2 月時点では商業運航に向けて試験運転・輸送中である。鉄道の電化が行われた区間は本基礎調査では確認できなかった。

また、ジブチの新駅 Nagad から新しい Djibouti Container Port まで 10km 区間は現在トラックでコンテナ輸送しているが、鉄道を Djibouti Container Port まで延伸する計画があり、完工すれば鉄道輸送時間が大幅に短縮される。

中国企業が鉄道工事を行い、鉄道運行は 3 年間契約で中国企業に委託されているため、完成した場合も事実上は中国に優位になるような運営となるだろうことが想定される。

〈Multimodal Transport 補足〉

Djibouti 港～エチオピア・Modjo Dry Port にコンテナ到着、引渡しまでの日数が 7 日。その内、輸送実働日数はトラック輸送 1.5 日、鉄道輸送 10 時間である。所要日数の約 70% は、通関書類作成に要する時間であり、書類作成で所要日数が決まる。Multimodal では通

<sup>5</sup> Modjo Dry Port は 2017 年 4 月現在、国内非常事態宣言の影響で JICA の渡航禁止区域にあつたため、実地調査はできなかった。

関はエチオピア Modjo での 1 回で済み、ESLSE が Djibouti- Ethiopia の輸送の全体の手配・管理をしているため、日数が短縮される。

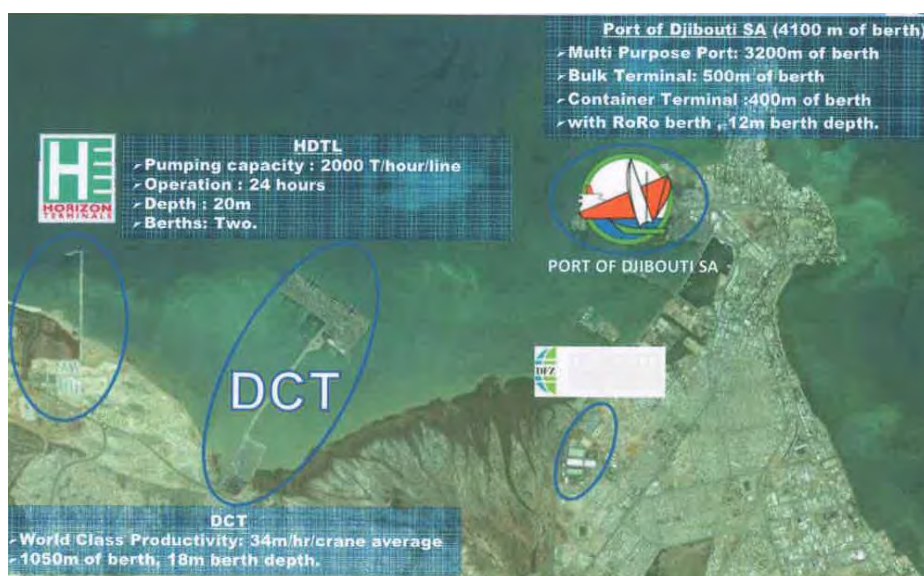
中国ージブチの海上送日数は 20 日程度、Djibouti ~Modjo dry port 間が 5-8 日。従って中国からエチオピア Modjo Dry Port まで 25 日程度かかるとみられる。

Modjo Dry Port はアジスアベバの南東 40 km、Djibouti から 553 km にある。現在エチオピアには Dry Port は以下の 8 ヶ所がある。

「Gelan, Modjo, Comet, Semera, Kombolcha, Meqelle, Dire Dawa, Hawassa」

Multimodal は 2002 年 12,337TEU( Twenty-foot Equivalent Unit, 20 フィートコンテナ換算)が 2006 年 88,559TEU となり年々増えている。ESLSE によれば、2007 年 120,40TEU ・ ・最近では 170,000TEU、輸入の 73%が FOB(Free on board, 本船渡し条件)契約で Multimodal Transport、そのうち 65%はジブチ港で荷揚げした後、5 日でエチオピアに着いている。ESLSE は今後 5 年以内にジブチ～エチオピアへの輸送日数を 5 日から 3 日に削減することを目標に定めている。

また、通関に係る迅速な手続きがボトルネックになっており、その改善が今後の課題の一つと見られる。



ジブチと港湾

#### 4-4-9 社会・文化的側面

工業団地の開発と FDI の誘致はエチオピアの重要な国策であり、本件調査の対象事業は合致するものである。エチオピアではメレス前首相が日本の産業と日本企業の強みであるカイゼンのエチオピア産業への普及促進に熱心であり、過去、多くのコンサルタントがエチオピアのカイゼン活動を支援してきた。このことを通じてカイゼンの背景となる日本の文化に対してエチオピアの産業人材の理解は進んでいるとみられる。日系企業のエチオピアへの進出を通じて、エチオピアへの文化的受容性や社会的影響に寄与すると考えられる。

#### 4-5 その他 - 参考

工業団地の開発においては、土地の開発と合わせて工業団地の開発ニーズや投資需要調査が重要である。しかし、中小企業海外展開支援における調査対象地は海外であり、投資需要調査は主に日本国内にて行うものであるため、調査計画では本基礎調査の対象から除外している。実際には、カンボジアと日本国内において個別の企業に対するマーケティングを実施している。

また、エチオ-ジャパン・ビジネス・フォーラム（2017年4月25日 東京、在日エチオピア大使館とJETROの主催）にて調査団の上松PPSEZ CEOがフォーラムプログラムの最後に登壇し、エチオピアのポテンシャルと日本企業向け工業団地の検討についてプレゼンテーションを行った。

更に、第4回現地調査（トモニアス自費調査）をJETRO エチオピア視察ミッションに合わせて実施し、6月14日にアジスアベバにおいてミッションの参列、立会のもとで、トモニアスとEICのMOU署名式を実施し、エチオピアにおける工業団地・日系企業ゾーンの開発に関する投資家の関心を引き寄せた。

上記の詳細については、添付資料7、「参考-エチオピアへの投資誘致促進活動」に記載した。

#### [第4章 投資環境・事業環境のまとめ]

エチオピアは外国直接投資先としてポテンシャルが高い。その理由は、

- ① 人口9939万人、サブサハラで第2番目の人口、人口増加率2.6%で若い世代の人口が多い。経済成長は堅調であり、国内市場も拡大している。
- ② 人件費が安く、電力の供給力が増え電力料金が安い。労働者は勤勉で、生産性が高い。エチオピア政府は製造業の発展、工業化の政策を取り、カイゼン活動の普及に熱心であり、投資優遇策が充実している。
- ③ アジスアベバ空港はアフリカ随一のハブ空港であり、航空貨物の輸送に利便性が高い。

その一方、慢性的な外貨不足のため外貨への規制が厳しいこと、ジブチからエチオピアへの内陸輸送に日数を要すること、世界銀行のDoing businessではビジネスのし易さはサブサハラの平均よりも低い順位であるなど、投資ビジネス環境の改善が課題である。

特に日系企業にとっては、アフリカ・エチオピアは遠く、投資関連情報がタイムリーに周知されていない。エチオピアの情報発信とビジネスマッチングの機会の提供が、今後の課題といえる。

## 第5章 事業戦略

「非公開部分につき非表示」

## 第6章 事業計画

「非公開部分につき非表示」

## 第7章 本事業を通じ期待される開発効果

本事業を通じ期待される開発効果は以下のとおりである。

- (1) 日系企業工業団地 レンタルファクトリー第1期（2,000m<sup>2</sup>）が建設される。
- (2) FDIが増加することにより、輸出が増加し、雇用の増加が期待できる。
- (3) EIC と IPDC の能力向上に寄与する。

## 第8章 現地 ODA 事業との連携可能性

### 8-1 連携事業の必要性

エチオピアにおける民間セクター開発事業（産業政策対話、産業振興プロジェクト、輸出振興プロジェクト、カイゼン活動）やインフラ支援事業（道路、電力、建築）と連携することにより、エチオピアの効果的な社会開発と経済成長が期待できる。特に、エチオピア政府は国内に Ethiopia Kaizen Institute (EKI) という組織を結成する程に、カイゼンに対する取り組みに熱心である。JICA エチオピアでも国内におけるカイゼン指導には力を入れており、「品質・生産性向上（カイゼン）普及能力開発プロジェクト」にて国内産業にて200社近くが生産性を向上させる効果を上げ、引き続きカイゼンには注目されることは必然である。

今後、本事業にて日系ゾーンが開発され、日系製造業の誘致を進めることで、日系製造業では日常的に行われているカイゼンや5S といった取組みを実際に現地にて披露することにも繋がり、JICA の実施するカイゼンプロジェクト等との連携することで、今以上に大きな相乗効果を期待することができ、エチオピア政府が熱望するカイゼン技術の移譲にも繋がると言える。

### 8-2 連携事業の内容と期待される効果

以下の連携事業が考えられ、効果が期待される。

- (1) 本事業は産業政策対話のテーマに取り上げられており、産業政策対話と連携することによりハイレベルでの迅速な意思決定に繋がる。
- (2) 産業振興プロジェクトでは EIC と IPDC の能力強化・人材育成を支援しており、情報共有を行い、連携することにより本事業の進捗を間接的にサポートできる。
- (3) 本事業では質の高いサービスの工場団地開発を目指しており、産業振興プロジェクトが目指すところと共通であり、相互に補完する効果をもたらす。

## 第9章 事業開始までのアクションスケジュール

「非公開部分につき非表示」

添付資料

添付資料



## 1. 外資への投資規制

「投資に関する布告」2012年(Proclamation on Investment No.769/2912)及び「投資優遇策及び国内投資への限定分野に関する規則」(Council of Ministers Regulation on Investment Incentives and Investment Areas reserved for Domestic Investors No. 270/2012)において、外資の投資分野は以下のとおりに規定されている。

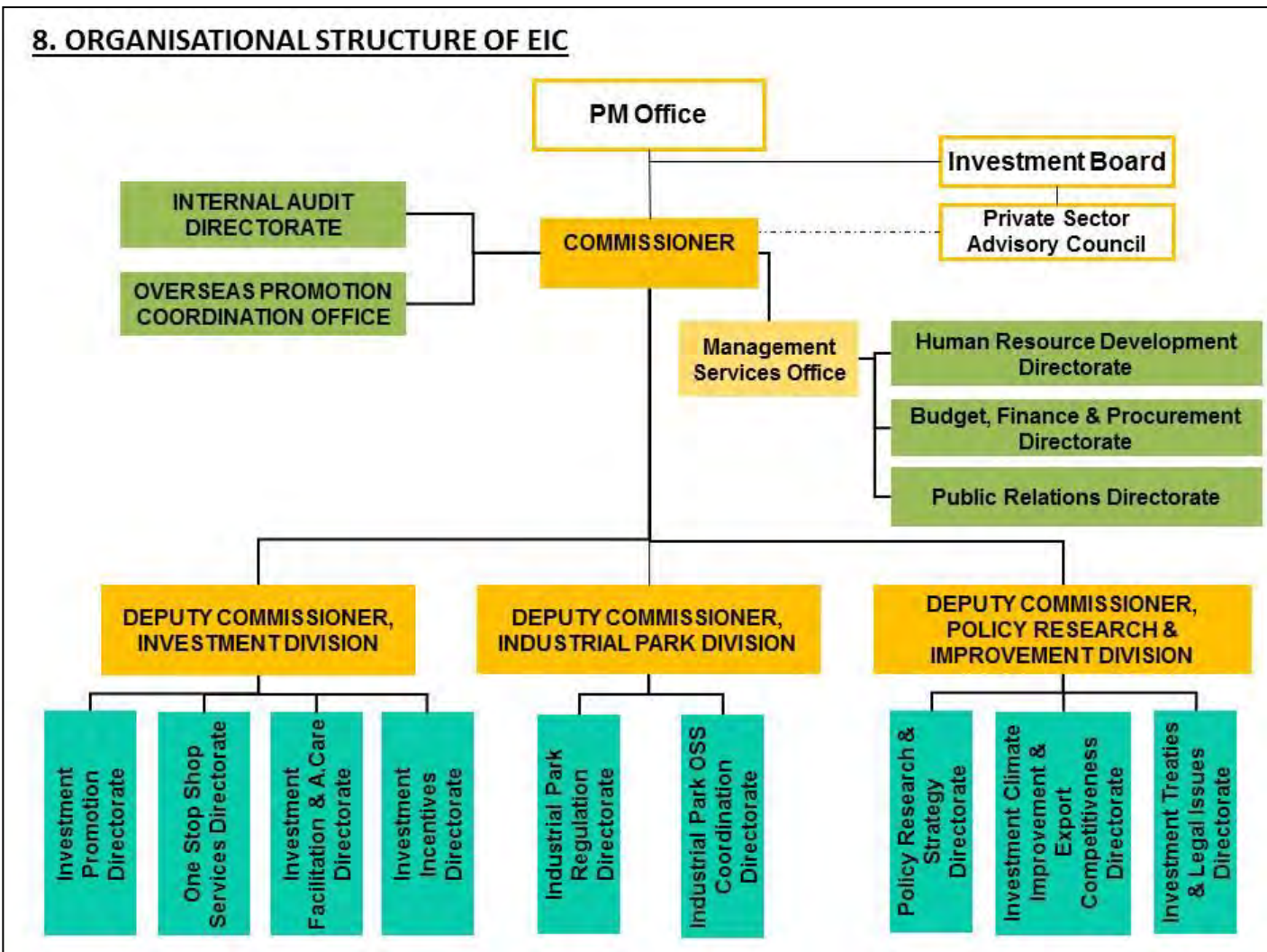
<b>1. 国内投資家が投資できる分野 (外国投資へのネガティブリスト)</b>
<b>1.1 政府のみ投資できる分野</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• Postal services except courier services; (郵便、但しクーリーを除く)</li> <li>• Transmission and supply of electrical energy through the Integrated National Grid System; and (統合ナショナルグリッドを通じた電力の送電と供給)</li> <li>• Passenger air transport services using aircraft with a capacity of more than 50 passengers. (乗客 50 人以上の航空旅客運送)</li> </ul>
<b>1.2 政府と国内投資家が合弁で投資できる分野</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• Production of weapons and ammunition; (武器と弾薬の生産)</li> <li>• Telecommunication services. (電話通信)</li> </ul>
<b>1.3 国内投資家のみ投資できる分野</b>
<b>A. Trade (貿易)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• Export of raw coffee, chat, oil seeds, pulses, precious minerals, natural forestry products, hides and skins bought from the market, and live sheep, goats, camel, equines and cattle not raised by the investor; 「コーヒー原料、チャット、油種、豆、希少ミネラル、天然林産物、市場で購入した皮革、投資家が育成しない生きた羊、ヤギ、ラクダ、馬、牛」の輸出</li> <li>• Import trade (excluding LPG and bitumen); and 輸入貿易 (LPG と瀝青 (アスファルト) を除く)</li> <li>• Wholesale trade (excluding supply of petroleum and its by-products as well as wholesale trade by foreign investors of their locally produced products). 卸売 (石油・石油製品の供給と外資による現地生産品の卸売りを除く)</li> </ul>
<b>B. Others (その他)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• Manufacturing of ice crème and cakes; アイスクリームとケーキの生産</li> <li>• Finishing of fabrics, yarn, warp and weft, apparel and other textile products by bleaching, dyeing, shrinking, sanforizing, mercerizing or dressing; 織物、縦糸と横糸、衣服、及び、漂白、染色、収縮、防縮加工、シルケット加工、飾り付けによる繊維製品の仕上げ</li> <li>• Tanning of hides and skins below finished level; 仕上げ段階以下の皮革なめし</li> <li>• Manufacture of cement; セメント製造</li> <li>• Manufacture of clay and cement products; 粘土とセメント製品</li> <li>• Tour operation below grade 1; グレード 1 以下の旅行運営</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>• Construction, water well and mining exploration drilling companies below Grade 1;    グレード1以下の建設、飲料井戸、鉱物調査掘削</li> <li>• Kindergarten, elementary and junior secondary education by constructing own building;    自社建物による幼稚園、小学校、中学校教育</li> <li>• Diagnostic center service by constructing own building;    自社ビルによる診断センターサービス</li> <li>• Clinical service by constructing own building;    自社ビルによるクリニックサービス</li> <li>• Capital goods leasing (this does not include leasing of motor vehicles); and    資本財のリース（自動車リースは含まず）</li> <li>• Printing industries.    （印刷業）</li> <li>• Manufacturing of plastic shopping bags    プラスティックスのショッピング袋（レジ袋）の製造</li> <li>• Manufacturing of corrugated metal sheet for roofing and nails    屋根ふき材用の波形金属板〈トタン板〉と釘</li> </ul>
<p>1.4 エチオピア人のみ専用の分野 Areas exclusively reserved for Ethiopian nationals:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Banking, insurance, micro-credit and saving services;    銀行、保険、マイクロ・クレジット、貯蓄サービス</li> <li>• Broadcasting and mass media services;    放送・マスメディア</li> <li>• Attorney and legal consultancy services;    弁護士と法律相談サービス</li> <li>• Preparation of indigenous traditional medicines;    土着の伝統的医薬の調合</li> <li>• Advertisement, promotion and translation works;    広告、販売促進、翻訳業務</li> <li>• Domestic air transport services using aircraft with a seating capacity of up to 50 passengers; and    乗客50人以下の国内航空旅客運送</li> <li>• Packaging, forwarding and shipping agency services.    梱包・運送・船舶代理店サービス</li> </ul>
<p><b>2. 外資に投資が開放されている分野（外国投資へのポジティブリスト）</b></p> <p><u>1. Manufacturing 製造業</u></p> <p>1.1 Food industry    食品</p> <p>1.2 Beverage industry    飲料</p> <p>1.3 Textiles and textiles products industry    織物・繊維製品</p> <p>1.4 Leather and leather products industry    皮革・皮革製品</p> <p>1.5 Wood products industry    木材製品</p> <p>1.6 Paper and paper products industry    製紙・紙製品</p> <p>1.7 Chemical and chemical products industry    化学・化学製品</p> <p>1.8 Basic pharmaceutical products and pharmaceutical preparations industry    基礎医薬品、医薬品</p> <p>1.9 Rubber and plastics products industry    ゴム・プラスティックス</p> <p>1.10 Other non-metallic mineral products industry    非金属鉱物製品</p>

- |   |                 |
|---|-----------------|
| 1.11 Basic metal industry                               | 基礎金属            |
| 1.12 Fabricated metal products industry                 | 金属製品            |
| 1.13 Computer, electronic and optical products industry | コンピューター、電子、光学製品 |
| 1.14 Electrical products industry                       | 電気製品            |
| 1.15 Machinery and equipment industry                   | 機械・機器           |
| 1.16 Integrated manufacturing with agriculture          | 農業統合製造業         |
| 1.17 Vehicles, trailers, and semi-trailer industry      | 自動車、牽引車         |
| 1.18 Manufacturing of office and household furniture    | 事務所、家具製造        |
| 1.19 Manufacturing of other equipment                   | その他機器の製造        |

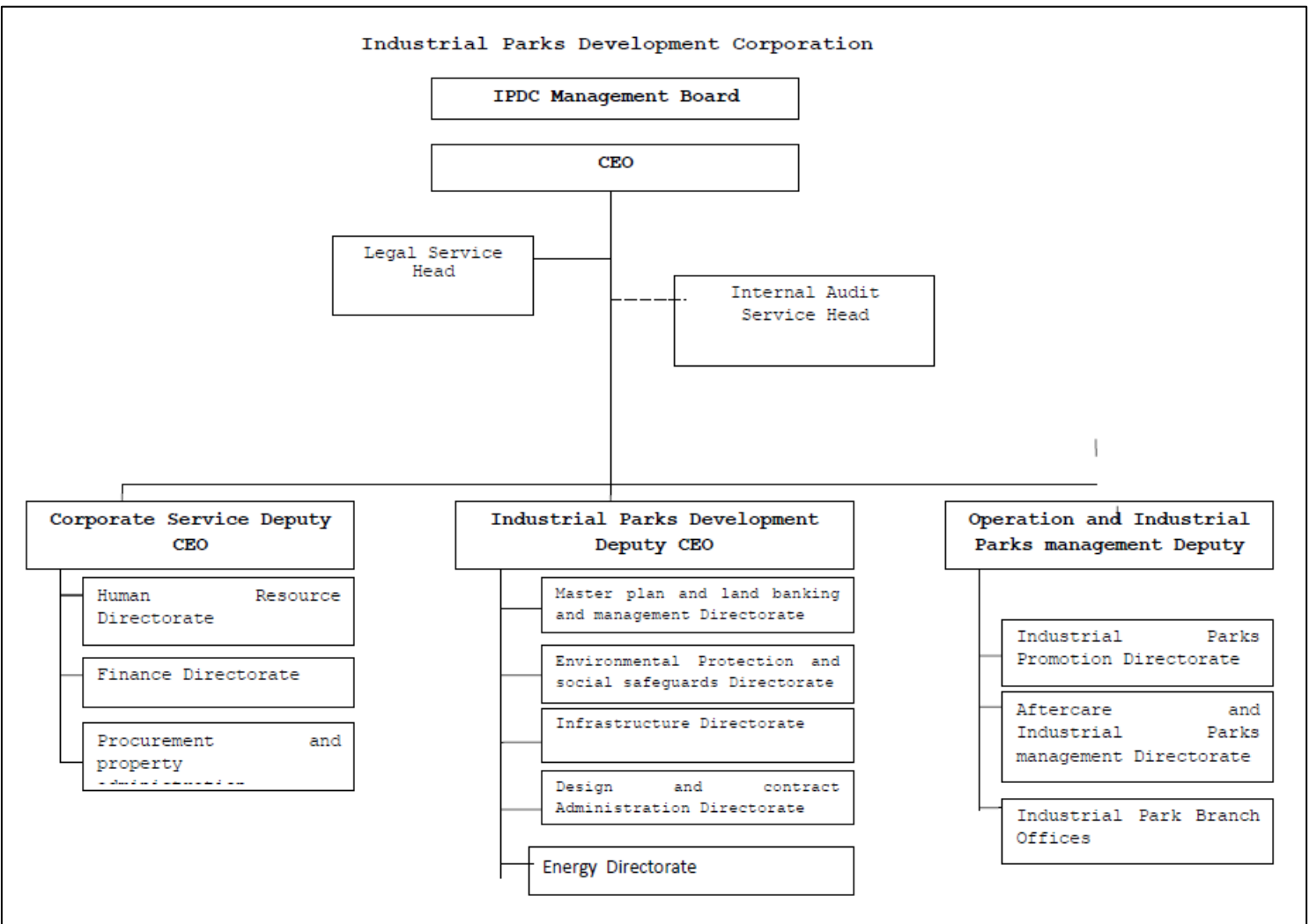
出所： Ethiopian Investment Commission 資料より調査団作成

2. Ethiopian Investment Commission 組織図



(出所： EIC 資料)

3. Industrial Park Development Corporation 組織図



(出所： EIC)

## 4. EIC と IPDC の Mission Statement

EIC の Mission Statement は以下のとおり

### **Vision**

To see Ethiopia as one of the leading investment destination countries in Africa in 2023'

### **Mission**

To enhance investment in the country by promoting investment opportunities through creating conducive investment climate and providing efficient services to investors so as to bring rapid and sustainable economic development in the country.

### **Values**

- We strive for the success of the development investors;
- We are ready at all times to learn and change;
- We are implement efficient and coordinated management;
- We stand for environmental safety and care

IPDC の Mission Statement は以下のとおりである。

### **Vision**

To be an innovative and leading eco-industrial parks developer and operator in Africa by 2025.

### **Mission**

Committed to boost industrial parks development through the highest standards of professionalism; to drive industrialization, promote exports, and create employment opportunities so as to contribute to the country's development goal of the middle-income status.

### **Values**

- Highest level of integrity and professionalism;
- Learning organization;
- Concern to the environment;
- Effective and efficient
- Customer satisfaction.

## 5. Incentive Package (投資優遇措置)

### Incentive Packages

Ethiopia offers a comprehensive set of incentives, particularly for priority sectors, such as:

- Customs duty payment exemption on capital goods and construction materials, and on spare parts whose value is not greater than 15% of the imported capital goods' total value;
- Investors have the right to ask refund of customs duty paid on inputs (raw materials and components) when buying capital goods or construction materials from local manufacturing industries.
- Income tax exemption of up to 6 years for manufacturing and agro-processing, and of up to 9 years for agricultural investment. Additional 2-4 years income tax exemption for exporting investors located within industrial parks and 10-15 years exemption for industrial park developers;
- Carry forward of losses for half of the tax holiday period;
- Several export incentives, including the Duty Draw-Back, Voucher, Bonded Factory and Manufacturing Warehouse, and Export Credit Guarantee schemes.

## Areas of investment eligible for exemption of income tax

The following areas of investment are eligible for exemption of income tax.

<i>Areas of Investment</i>	<i>Addis Ababa and Special Zone of Oromia Surrounding Addis Ababa</i>	<i>Other Areas</i>
<b>1. Manufacturing</b>		
i. Food industry	1 up to 5 years	2 up to 6 years
ii. Beverage industry	1 up to 3 years	2 up to 4 years
iii. Textiles and textiles products industry	2 up to 5 years	3 up to 6 years
iv. Leather and leather products industry (Except tanning of hides and skins below finished level)	2 up to 5 years	3 upto 6 years
v. Wood products industry	2 years	3 years
vi. Paper and paper products industry	1 up to 5 years	2 up to 6 years
vii. Chemical and chemical products industry	2 up to 5 years	3 up to 6 years
viii. Basic pharmaceutical products and pharmaceutical preparations industry	4 and 5 years	5 and 6 years
ix. Rubber and plastics products industry	1 and 4 years	2 and 5 years
x. Other non-metallic mineral products industry)	1 and 4 years	2 up to 5 years
xi. Basic metal industry (excluding mining of minerals)	3 up to 5 years	4 up to 6 years
xii. Fabricated metal products industry (excluding machinery and equipment)	1 and 3 years	2 and 4 years
xiii. Computer, electronic and optical products industry	2 up to 4 years	3 up to 5 years
xiv. Electrical products industry	2 and 4 years	4 and 5 years
xv. Machinery and equipment industry	5 years	6 years
xvi. Vehicles, trailers, and semi trailer industry	2 up to 5 years	3 up to 6 years
xvii. Manufacturing of office and household furniture ( excluding those made of ceramic)	1 and 4 years	2 and 5 years
xviii. Manufacturing of other equipment (jewelers and related articles, musical instruments, sports equipment, games and toys and similar products)	1 year	2 years
xix. Integrated manufacturing with agriculture	4 years	5 years
<b>2. Agriculture</b>		
i. Crop production (Except growing of fiber crops, medium-term spices, aromatic or medicinal crops, perennial fruits, beverage crops and other perennial crops in Addis Ababa and its surroundings)	2 and 3 years	3 up to 6 years
ii. Animal production ( Except farming of wild animals and production of milk, eggs and similar products in Addis Ababa and its surroundings)	2 and 3 years	3 and 4 years
iii. Mixed (crop and animal) farming	3 years	4 years
iv. Forestry	8 years	9 years
<b>3. ICT</b>	4 years	5 years
<b>4. Generation, transmission and supply of electrical energy</b>	4 years	5 years
<b>5. Industry Zone Development</b>	10 years	15 years



## 7. 参考 — エチオピアへの投資誘致促進活動

### 7.1 エチオ-ジャパン・ビジネスフォーラム

在日エチオピア大使館とJETROの主催により、エチオ-ジャパン・ビジネスフォーラムが開催され、調査団の上松 PPSEZ CEO がフォーラムプログラムの最後に登壇し、エチオピアのポテンシャルと日本企業向け工業団地の検討についてプレゼンテーションを行った。

- 日時： 2017年4月25日（火曜）
  - ・ セミナー：13時30分～15時30分（開場：13時10分）
  - ・ B2B ネットワーキング及びレセプション：15時30分～17時30分
- 場所： ジェトロ本部 5階 展示場（港区赤坂1-12-32 アーク森ビル）
- 参加者： 約240名
- プログラム

#### 開会挨拶

##### ➤ 歓迎挨拶：

駐日エチオピア連邦民主共和国大使館特命全権大使 チャム・ウガラ 閣下

##### ➤ 挨拶：ジェトロ 理事 平野 克己

##### ➤ 挨拶：日本商工会議所（JCCI） 代表

##### ➤ 挨拶：エチオピア商工会議所会頭 ソロモン・アフエワーク 氏

##### ➤ 挨拶：経済産業省 代表

##### ➤ 基調挨拶：

エチオピア連邦民主共和国工業省工業国務大臣 メブラトゥ・メレス 閣下（予定）

#### 講演

##### ➤ 「統合的農業工業団地：エチオピア投資の新たな見通し」：

エチオピア 工業省工業国務大臣メブラトゥ・メレス閣下

##### ➤ 「アフリカの新たな製造業の中心 エチオピアへの投資」：

エチオピア連邦民主共和国エチオピア投資委員会副長官 アベベ・アベバイ  
エフ氏

##### ➤ 「日本・エチオピア産業政策対話フェーズ3」について - 日系企業のビジネスと投資に対するオールジャパン支援

政策研究大学院大学教授、兼産業政策対話日本側リーダー 大野 健一 氏

##### ➤ 「JICAのエチオピア産業開発支援」

国際協力機構 産業開発・公共政策部 民間セクターグループ 片井 啓司 氏

##### ➤ 「エチオピアの投資環境について」

ジェトロ・アディスアベバ事務所 所長 関 隆夫

##### ➤ 「エチオピア カンボジア、ミャンマー、バングラデシュに次ぐ生産拠点のご紹介」

(株)トモニアス - プノンペン経済特区株式会社 取締役兼 CEO 上松 裕士 氏

##### ➤ ジェトロ・エチオピアミッションのご案内

## ● 講演概要

本フォーラムでは、エチオピアの投資環境や日本政府が取り組む産業政策対話のほか、開発中の工業団地内の日系企業専用スペース計画などが紹介され、日本企業の進出を呼び掛けた。

＜商工会議所間で協定締結、2 国間投資協定の予備交渉開始に合意＞

アハメッド・アブタウ工業相は基調講演で、アフリカ経済は全体として近年苦しい状況にあるが、エチオピアは好調だとし、中国、トルコ、インドなど外資が積極的に進出している現状を紹介した。エチオピアは、2025 年までに下位中所得国入りし、アフリカにおける工業の中心国になることを目指しており、対話のパートナーとしてエチオピアで存在感を示す日本の経験に学ぶことが多いという。一方でアハメッド氏は、中国やインドの企業に比べると日本企業の進出はエチオピアではまだ少なく、日本企業が躊躇する理由を学ばねばならない、とした。

齋田伸一駐エチオピア日本大使は、エチオピアでは 2016 年 10 月に非常事態宣言が発令されたが、現在の治安は安定しているとし、ジブチ港までの鉄道が開通する予定であることや工業団地の開発状況を紹介し、投資環境の整備が進んでいることを説明した。前週には両国政府が 2 国間投資協定の予備交渉開始に合意したことを明らかにし、アフリカの中でも先駆的な取り組みだと強調した。

日本商工会議所の西谷和雄国際部担当部長は、多くの人口を抱え、高い経済成長を続けるエチオピアには日本企業の関心も高まっているとし、前日の 4 月 24 日にエチオピア商工会議所と協力協定を締結したと発表した。日本全国 515 の商工会議所を会員とする同会議所が協定を締結したことにより、両国間の企業交流が活発化することが期待される。

エチオピア商工会議所のソロモン・アウエワーク会頭とエンダカチョウ・スメ事務局長は、来日したエチオピア企業を聴衆に紹介し、日本企業との新たなビジネスに期待していると述べた。同会議所は、1942 年に設立された歴史ある機関で多くのビジネスマッチングなどを行っており、官民対話のプラットフォームも運営してビジネス環境の問題解決に取り組んでいるとした。また、2017 年 10 月下旬には国際貿易フェアを首都アジスアベバで開催すると発表した。

日エ産業政策対話の日本側リーダーを務める政策研究大学院大学の大野健一教授は、2009 年に開始された産業政策対話がエチオピアの現 5 ヵ年計画（GTP-II）策定を支援したことを紹介。現在は主に「QPC（品質、生産性、競争力）」支援と日本企業誘致をエチオピア政府から要望されており、新たに「ハンドホールディング [地場企業のハンズオン（個別）支援]」を準備中だ、とした。投資誘致の課題としては外貨不足や税制・通関の予測不可能性が大きい点を挙げ、インフラの問題は中長期的には解決に向かうとの見通しを示した。

JICA 産業開発・公共政策部民間セクターグループの片井啓司氏は、JICA のエチオピアへの取組について、政策対話を中心として、投資環境整備（工業団地開発、投資環境情報収集）、産業人材育成（カイゼン）、輸出振興（チャンピオン商品）、インフラ開発（電力、道路網・橋梁整備）等の実施について説明した。

ジェトロ・アディスアベバ事務所の関隆夫所長は、外貨不足については当面の改善は見込めないが、政府は製造業優遇の方針を打ち出しており、2017 年 3 月の中央銀行の外貨配分

に関する新指令を紹介し、事業環境改善に取り組んでいるとした。2017年6月中旬にはジェトロがエチオピア・ビジネス投資ミッションを派遣する予定だとし、関心を寄せる企業の参加を呼び掛けた。

＜工業団地内に新たな「日系特別区」開発の構想も＞

エチオピア投資委員会のアベベ・アババイエフ副長官は、投資政策決定の最高機関は首相が議長を務めているとして、投資誘致のための取り組みを紹介した。電力料金は安価で、アフリカ最大級の水力発電所も建設中だ。主要な回廊地帯を結ぶ鉄道ネットワークを計画しており、物流網の整備も進める。開発中の工業団地には日系企業専用のスペースも用意しており、今後の日本企業の投資に期待している、と述べた。また、エチオピア工業省のアハメッド・ヌル・オマー政策計画局長は操業中の11の工業団地を紹介し、入居企業の多くを中国、インド、韓国などが占めていることを説明した。

調査団の上松裕士は、カンボジアの最低賃金が過去5年で急上昇しており、主に労働集約型産業の次の進出先として、エチオピアを考えていることを述べた。ボレレミ2工業団地内に「日系特別区」を開発する構想があり、エチオピア投資委員会と契約締結に向けて交渉中であると紹介した。

## 7-2 第4回現地調査とJETRO エチオピア視察ミッション

JETRO エチオピア事務所の主催にて、現地集合、現地解散のビジネス・投資環境調査視察とビジネスパートナー発掘を目的とした日本企業向けのミッションが開催された。

これまでにエチオピアにてJETROの視察ミッションが行われたことはなく、第一回の開催であった。募集定員は20名を想定していたが、最終参加者は総勢30名程に至った。また、JETRO エチオピア所長の関氏のご厚意により、ミッションの始めのブリーフィングセッションのプログラムの一部として本件のMOU署名式を併せて実施頂いた。

- 日時： 2017年6月14日（水曜）～2017年6月17日（土曜）
- 場所： エチオピア（アジスアベバ市内、Hawassa 工業団地）
- 参加者： 日本企業海外部門担当者を中心に約30名
- 調査団参加者： 大坪 広志、上松 裕士、米村 允志（自費渡航にて初日のみ参加）
- プログラム
  - 6月14日 滞在地：アジスアベバ  
各自アジスアベバに到着、  
午前 結団式、オリエンテーション、投資環境に関するブリーフィング、  
ボレレミII工業団地日系ゾーン開発におけるMOU署名式  
午後 アジスアベバ近郊ボレレミI工業団地視察、団地内企業訪問、  
エチオピア政府表敬訪問、進出日系企業等との懇親会
  - 6月15日 滞在地：アジスアベバ、モジョ  
午前 モジョへ移動、物流状況の視察（内陸コンテナデポ、鉄道、航空貨物等）  
午後 外資地場企業等との交流イベント
  - 6月16日 滞在地：ハワサ

午前 ハワサへ移動、ハワサ工業団地視察、外資系企業訪問

午後 エチオピア政府高官との意見交換会

6月17日 滞在地：アジスアベバ、ハワサ

午前 ハワサ発

午後 アジスアベバ市内オプションツアー、各自帰国

## 8. Memorandum of Understanding (MOU)

「非公開部分につき非表示」

## 9. Bole Lemi Industrial Park II 土地利用計画と日系企業ゾーン配置図

「非公開部分につき非表示」